

1 総 則

1・1 目 的

本基準は、水道法、同施行令、同施行規則、愛川町水道事業給水条例（以下「条例」という。）及び同施行規程（以下「規程」という。）に基づき愛川町上水道給水区域内の給水装置工事について必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

＜解 説＞

給水装置工事設計・施行基準（以下「基準」という。）は、配水管・給水本管の取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの給水装置に係る材料、工法、工期その他の工事上の条件に関する指定事項、給水装置工事に係る図書の作成及び手続き等に関する事項、給水装置工事の計画から設計・施行に必要な基準等、愛川町の標準的な情報を提供することにより、給水装置工事が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

1・2 用語の定義

この基準において、用いられる主な用語の意義は、次のとおりである。

- 1 管理者とは、愛川町長をいう。
- 2 工事事業者とは、指定給水装置工事事業者をいう。
- 3 主任技術者とは、厚生労働大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。
- 4 配水管とは、口径 50 mm 以上で、導水管及び送水管を除く町所有の水道管をいう。
- 5 給水管とは、道路に布設されている口径 50 mm 未満の水道管及び道路に布設されている口径 50 mm 以上のうち、町に寄付されていないもの並びに私有地内に布設されている水道管をいう。
- 6 給水装置とは、需要者に水道水を供給するために、配水管又は給水管（以下「配水管等」という。）から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 7 本管とは、分岐可能な配水管及び給水管をいう。
- 8 道路とは、公道及び私道をいう。
- 9 公道分とは、道路法（昭和 27 年法律 180 号）第 3 章第 1 節に規定する道路管理者が管理する道路をいう。この場合において、道路管理者に移管される見込みのある私道、住宅等の団地内道路及び管路用地を含む。
- 10 水槽以下設備とは、受水槽以下の給水設備をいう。

<解説>

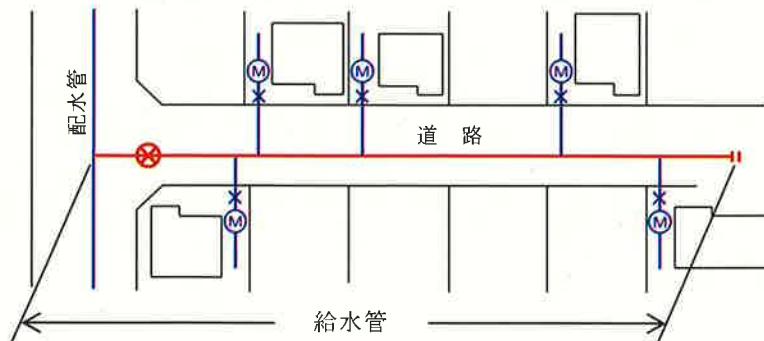
4について；

配水管は、配水池等の基点から需要点まで水道水を輸送分配する施設であって、水道事業所が施行した口径 50 mm 以上の水道管である。

また、給水装置工事で公道分に布設したもので愛川町に寄付された口径 50 mm 以上の水道管も含むものとする。ただし、導水管及び送水管は含まない。

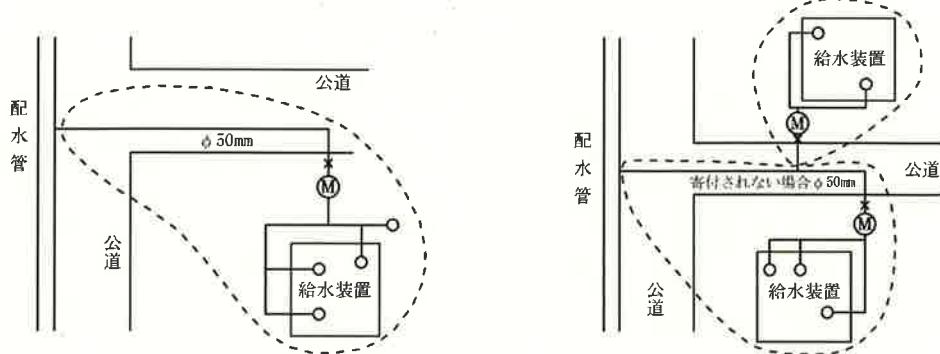
5について；

給水管は配水管から個別の需要者に水道水を供給するために分岐して設けられた口径 40 mm、25 mm、20 mm、13 mm の水道管及び口径 50 mm 以上で私有地に布設されているもの、並びに口径 50 mm 以上の水道管で公道分に布設されて愛川町に寄付されていないものをいう。

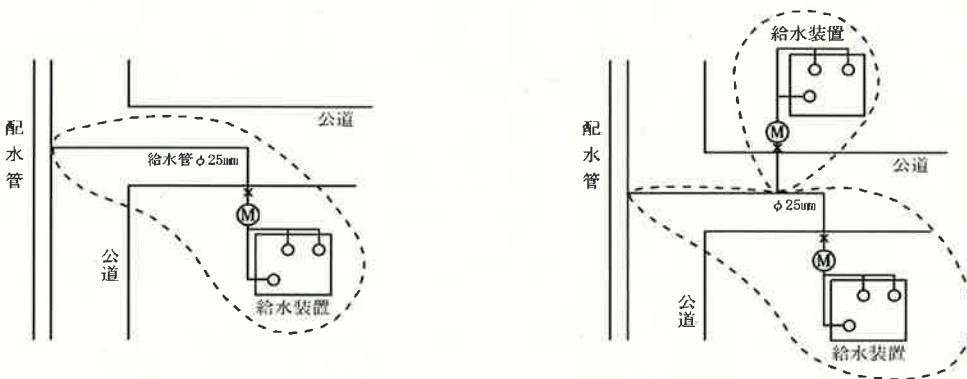


6について；

(1) 給水装置（愛川町の所有に属さないもの）



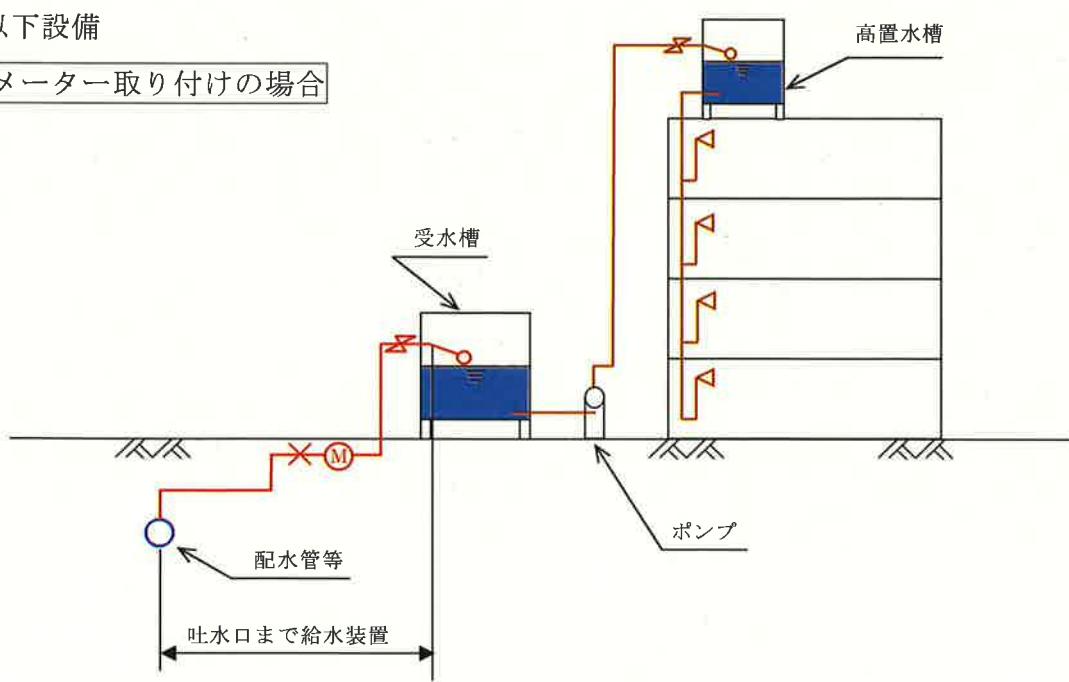
ただし、公道の 50 mm以上は、その所有権を愛川町に寄付された場合は、配水管となる。



10について；

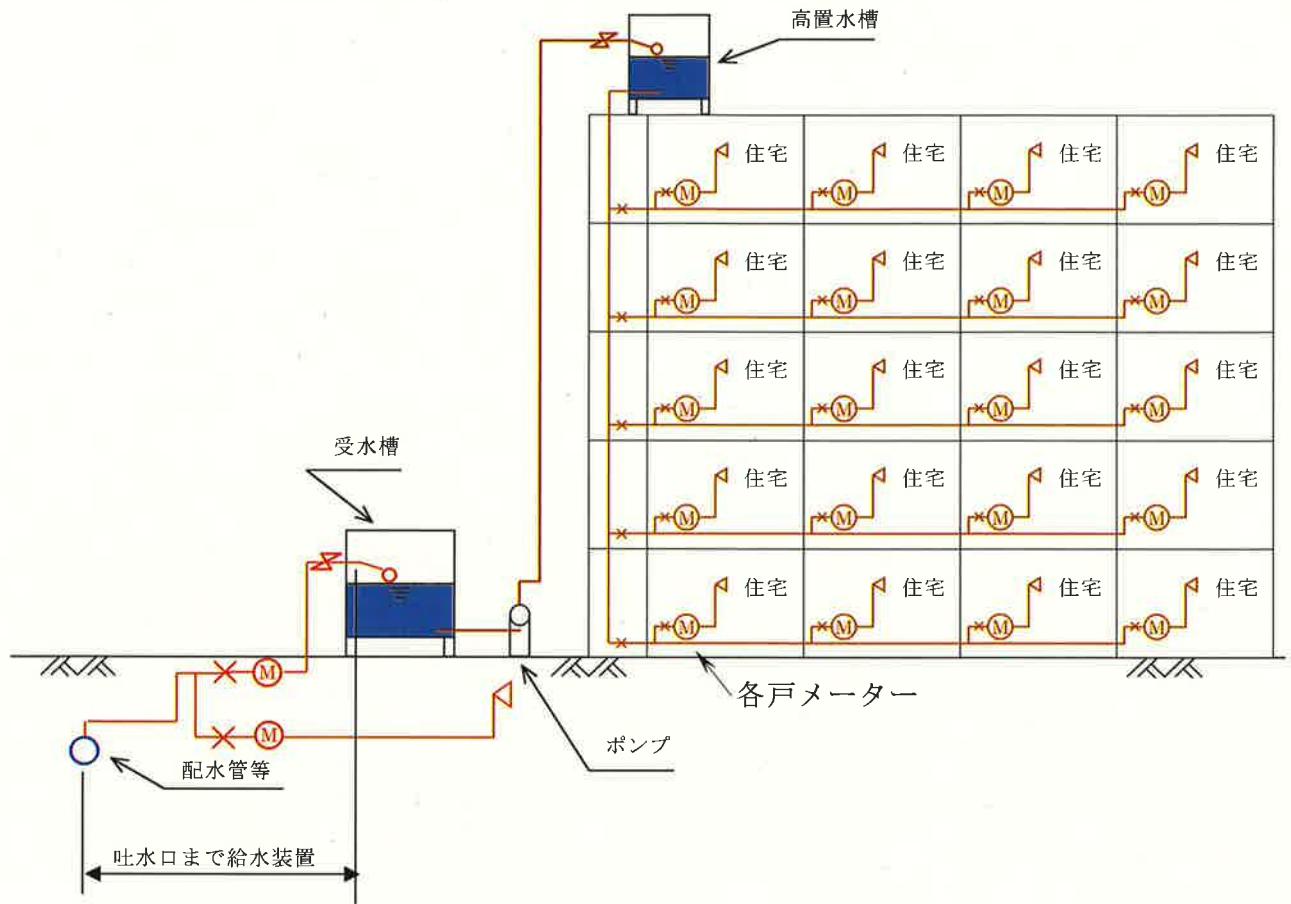
水槽以下設備

親メーター取り付けの場合



各戸検針の場合

※中高層住宅の場合は散水栓用にも水道メーターを設置すること。



1・3 給水装置の種類

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 専用給水装置 | 1世帯又は1か所で専用するもの |
| 2 共用給水装置 | 2世帯以上又は2か所以上で共用するもの |
| 3 私設消火栓 | 水道法第24条第1項の消火栓以外のもの |

1・4 給水装置の所有者

- | |
|---|
| 1 給水装置は、申込者又は前所有者から所有権の移転を受けた者の所有とする。 |
| 2 給水装置の一部として設置する水道メーターは管理者が所有する。 |
| 3 配水管の1か所から分岐して設置する給水装置は1使用者、1使用場所を原則とする。 |

<解説>

1について；

給水装置の所有は、申込者となることから、給水装置工事に要する費用は、管理者が特に必要があると認めた場合を除き、申込者が負担する。また、申込者は十分な注意をもつ

て給水装置を管理しなければならない。

2について；

水道メーターは需要者の使用水量を適正に計量し水道料金の算定基礎となるため、管理者が所有する水道メーターを設置する。

1・5 給水装置工事の種別

給水装置工事は、次に掲げる種別に区分するものとする。

1 設置工事

新設工事 新たに給水装置を設ける工事をいう。

2 変更工事

(1) 改造工事 給水装置の口径又は管種の変更、給水栓等の増設又は一部撤去及びメーターの口径変更のための工事をいう。

(2) 撤去工事 給水装置の全部を撤去する工事又は敷地内でプラグ止めを行う工事をいう。

(3) 修繕工事 既設給水装置の故障部分を修繕する工事をいう。

<解説>

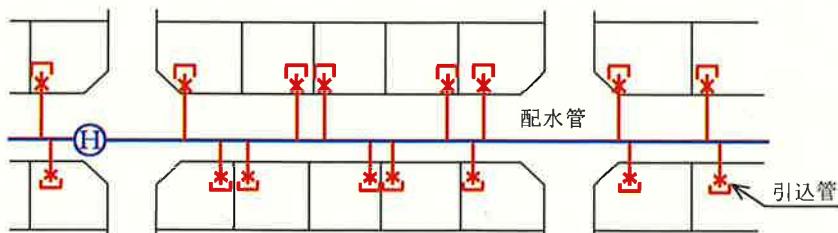
1について；

新設、一時使用、「一部施工」がある。

一時使用とは、申込者が、建築する住宅等の給水装置工事を行う場合で、水道を住宅等の建築工事に使用するための一時（仮設）工事や新築工事と建築工事完成後も引き続き、生活用水として使用するための改造工事を同一の指定給水装置工事事業者が施行することをいう。

「一部施工」とは、道路舗装工事後、一定期間道路掘削が承認されないことが多く、また、舗装完成後、すぐに掘返すことは社会的に不合理のため、申込者が、所定の誓約のうえで、舗装工事に先立って給水装置工事の一部を施工するものである。

なお、開発行為に伴う一部施工も同様とする。



2-(1)について；

- ア 分岐口径及びメータ一口径の双方又はいずれか一方を変更する工事
- イ 分岐箇所、配管位置、水栓位置、管口径若しくは管種を変更する工事又は既設管を取替える工事
- ウ 既設の給水装置に接続してさらに水栓を増す工事又はメータ一下流側の一部を撤去する工事
- エ 給水装置の更生工事（給水装置の更生工事取扱要領参照）

2-(2)について；

使用されなくなった給水装置は、分岐用給水用具（サドル付分水栓等）にて元止めすると共に、公道内の給水管の撤去を行う。

2-(3)について；

修繕工事として取り扱う事例

- ア 同口径のもので、延長5m未満の取替え及び切回し工事。
- イ 水道メーター前後に取り付けるメーターバルブ等を設置する工事。
- ウ 止水栓から1m未満の水道メーターの移設。
- エ 既設給水栓類から分岐する瞬間湯沸器、全自動電気洗濯機、電気食器洗い機、太陽熱利用貯湯湯沸器、洗浄装置付便座。
- オ 同口径の種類の異なる水栓類の取替え。
- カ 水道法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので原則として、給水装置の原型を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損個所を修理する工事。

1・6 手数料・給水納付金

給水装置工事申込みに際して必要な費用には、次のものがある。

- | | |
|---------|----------|
| 1 手数料 | 給水条例第38条 |
| 2 給水納付金 | 給水条例第41条 |

<解説>

1について；

申込者から申込みの際に設計審査及び検査手数料を徴収する。

設計審査手数料 次の表の区分に応じ同表の金額の欄に掲げる額

区分	金額
メータ一口径 13 ミリメートルのとき	1 件につき 6,400 円
メータ一口径 13 ミリメートルを超える、25 ミリメートル以下のとき	同 6,900 円
メータ一口径 25 ミリメートルを超える、75 ミリメートル以下のとき	同 7,300 円
メータ一口径 75 ミリメートルを超えるとき	同 7,800 円
メーターの設置をしないとき又は私設消火栓を設置するとき	同 6,400 円

給水装置工事の検査手数料 次の表の区分に応じ同表の金額の欄に掲げる額

区分	金額
メータ一口径 13 ミリメートルのとき	1 件につき 5,200 円
メータ一口径 13 ミリメートルを超える、25 ミリメートル以下のとき	同 8,900 円
メータ一口径 25 ミリメートルを超える、75 ミリメートル以下のとき	同 9,400 円
メータ一口径 75 ミリメートルを超えるとき	同 12,200 円
メーターの設置をしないとき又は私設消火栓を設置するとき	同 5,600 円

2について；

給水装置（私設消火栓を除く）の新設又は改造工事申込者から給水納付金を徴収する。

(1) 新設工事

次の表のメーターの口径の区分に対応する給水納付金の額に、給水納付金の額に消費税率を乗じて得た額（以下「給水納付金の額に係る消費税額」という。）及び給水納付金の額に係る消費税額に地方消費税率を乗じて得た額を加えた額とする。

メーターの口径	加入金の額
25 ミリメートル以下	メーター1個につき 150,000 円
40 ミリメートル	同 1,275,000 円
50 ミリメートル	同 1,950,000 円
75 ミリメートル以上	町長が別に定める額

(2) 改造工事

給水装置の改造工事(改造工事により設置するメーターの口径が当該改造工事前に設置されているメーターの口径より大きい口径のメーターを設置する改造工事に限る。)に係る場合にあっては、新たに設置するメーターが次の表のメーターの口径の区分に対応する給水納付金の額と当該改造工事前に設置されているメーターが、表のメーターの口径の区分に対応する給水納付金の額との差額(以下「給水納付金の額との差額」という。)に、給水納付金の額との差額に消費税率を乗じて得た額(以下「給水納付金の額との差額に係る消費税額」という。)及び給水納付金の額との差額に係る消費税額に地方消費税率を乗じて得た額を加えた額とする。

(3) 前項の規定にかかわらず、給水装置の新設工事申込者で、メーターの口径が20ミリメートル以下のものに限り、給水装置の申込み日の3年前から当該申込みの日まで引き続き町の区域内に住所を有する個人が、自己の居住のために建築する住宅又は自己が居住している住宅で、その給水目的が家事用と認められるものについては、前項の表のメーターの口径の区分に対応する給水納付金の額の2分の1の額とする。

1・7 中・高層住宅等の給水業務取扱要綱の装置基準

中高層住宅に係わる各戸検針及び収納の取扱いを受けようとするときは、この基準に定めるもののほかは事前に管理者と協議すること。

- 1 各戸検針は、「中・高層住宅等の給水業務取扱要綱」による。
- 2 各戸メーターは、管理者が指定したものとすること。
- 3 メーターボックス・メーター室は、常時容易に検針、メーター取替えが可能な場所とすること。

<解説>

1について；

「中・高層住宅等の給水業務取扱要綱」は、参考資料P-61を参照すること。

2 構造及び材質

2・1 構造及び材質

2・1・1 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造及び材質は、給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、水道法及び水道法施行令（昭和32年12月政令第336号）に定める基準に適合するものでなければならない。

給水装置の構造及び材質についての法令等の規定は、次のとおりとする。

- 1 水道法第16条 給水装置の構造及び材質
- 2 水道法施行令第5条 給水装置の構造及び材質の基準
- 3 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（全条）
- 4 給水条例第10条 給水管及び給水用具の指定

<解説>

4について； 給水条例第10条（給水管及び給水用具の指定）

町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるとときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

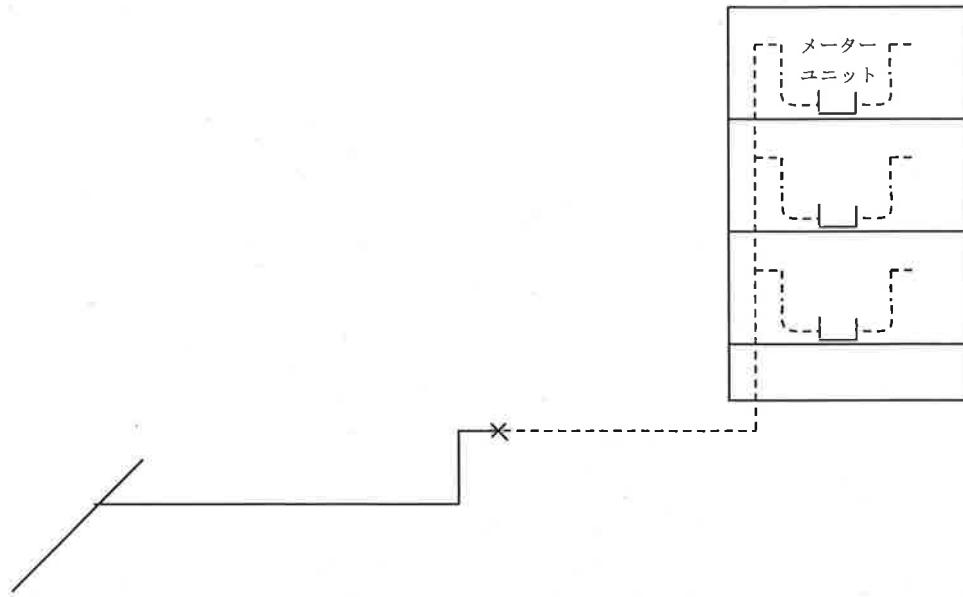
（1）口径50mm以下の分岐から止水栓及びメーター前後の指定材料及び工法

ア 口径50mm以下の分岐から止水栓及びメーター前後の指定材料

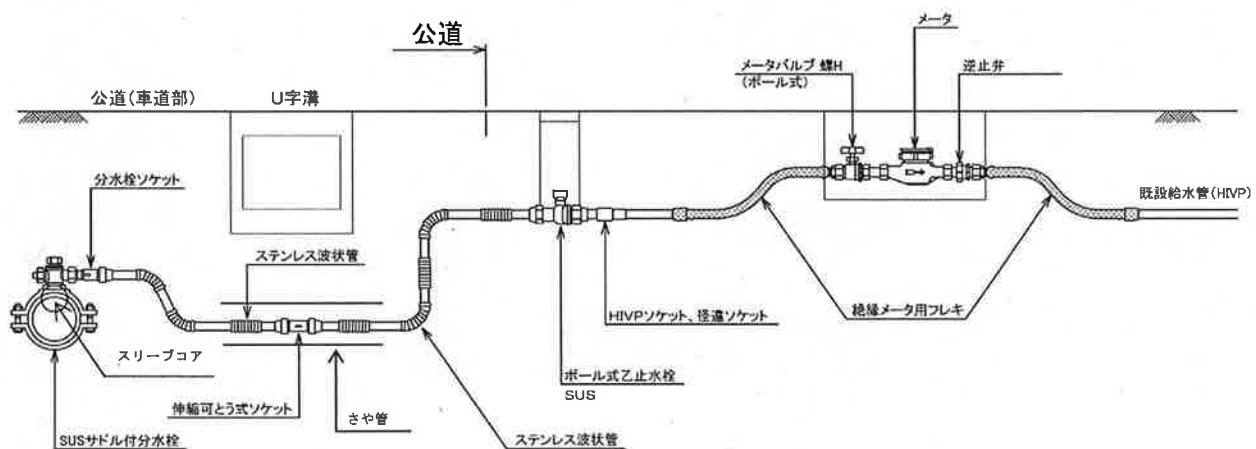
品名	規格	口径(mm)	記号・略号	備考
サドル付分水栓	JWWA B117	(取出し口径) 25・50		A型フランジ平行おねじタイプ
割T字管		50		本管口径75以上
分水栓ソケット		25・50		
サドル付分水栓用 キャップ	JWWA B117	25・50		
乙止水栓	JWWA B140	25		JWWA B140又はJWWA B140の「性能」 を満たす製品
メーターバルブ		13・20・25		ボール式
絶縁メーターフレキ	愛川町型 式承認品	13・20・25		
逆止弁	愛川町型 式承認品	13・20・25		
メーターユニオン		40		

伸縮管又はカップリング付ソケット		40		
逆止弁付メーターバルブ		40・50		
合フランジ伸縮管又はカップリング付ソケット		50		
メカニカル形継輪		75以上		
メカニカル形短管2号		75以上		
水道用 波状ステンレス鋼管	JWWA G119	25・50	SSP-SUS316	JWWA G119の特別基準認証登録品の使用可 露出は口径40・50mm
水道用ステンレス鋼钢管	JWWA G115	25・50	SSP-SUS316	
〃 継手 (伸縮可とう式)	JWWA G116	25・50		JWWA G116(伸縮可とう式)の「性能を満たす製品の使用可
水道用耐衝撃性硬質 ポリ塩化ビニル管	JIS K6742	20・25・40 ・50	HIVP	宅地内第一止水栓下流側のみ使用可
水道用ダクタイル鉄管	JWWA G 120 JDPA G 1049	50～400	G X形 S種	エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112
〃 (異形管)	JWWA G 121 JDPA G 1049	75～400	G X形	エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112
水道用ソフトシール 仕切弁	JWWA B120			右回り開き
水道用地下式消火栓	愛川町型 式承認品	75		
水道用空気弁		75～150		JIS B 2063によるもので JWWA G 112 のエポキシ樹脂粉体塗装したもの
小型空気弁	愛川町型 式承認品	75		
減圧弁	愛川町型 式承認品			
補修弁	愛川町型 式承認品	75～100		
スリーブコア	愛川町型 式承認品	25・50		
水道用ネジ式仕切弁筐	愛川町型 式承認品			
乙止水栓筐	愛川町型 式承認品			
メーターBOX	愛川町型 式承認品	20・25		メータ一口径13mmは20mm用、20・25mmは25mm用を使用すること。複式メーターBOXについては使用時に念書の提出が必要。
メーターBOX		40以上		現場打ちコンクリート又は愛川町型式承認品
メーターユニット	愛川町 登録品	13・20・25		共同住宅における各階各戸にメーターを設置する場合

<各階各戸にメーターが設置される場合の例>



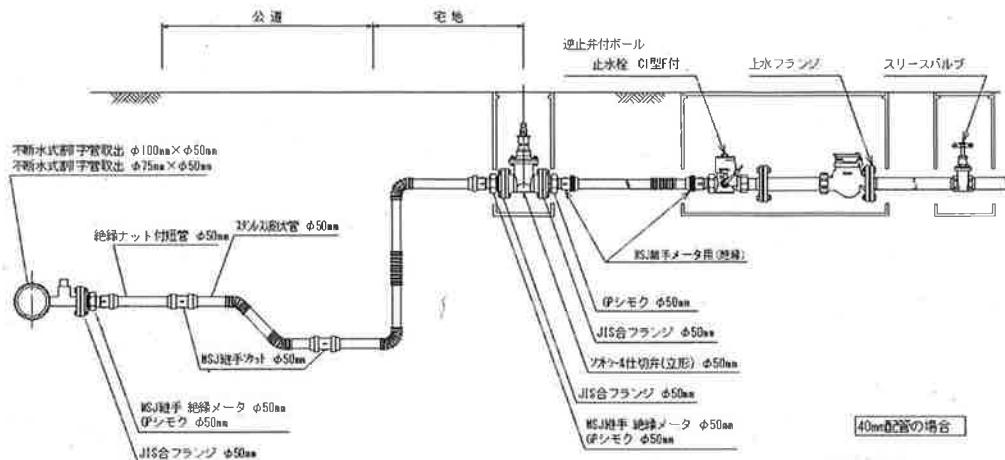
乙止水栓までは $\phi 25$



※ ポリエチレンスリーブは必ず使用すること。

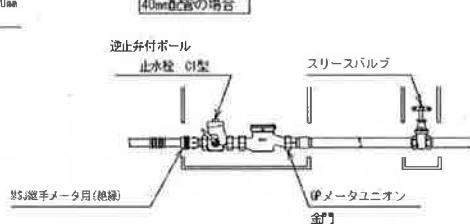
愛川町 標準配管図 SUS $\phi 50$

(メーター廻り $\phi 40$ 、 $\phi 50$)



※原則割 T 字管で分岐取出しすること。

※ポリエチレンスリーブは必ず使用すること



2・1・2 給水装置の器具機材

給水装置器具機材（以下「器具機材」という。）は、2・1・1で定めた構造及び材質に適合する認証品又は規格品を適切な場所に使用すること。

<解説>

給水装置に使用する器具機材は、自己認証品、第三者認証品、日本工業規格品（JIS）、日本水道協会規格品（JWWA）又は日本水道協会検査品であることを主任技術者が確認すること。

2・1・3 給水装置工事材料の主な種類

給水装置工事材料の主な種類は、次による。

- 1 管、継手類
- 2 水栓類
- 3 バルブ類
- 4 機器類
- 5 ユニット化装置
- 6 補助材料
- 7 メーターBOX、止水栓筐類

<解 説>

1について；

器具機材の中で給水装置そのものを構成する管、継手類は重要であり、最も適當と考えられるものを使用すること。なお、メーター上流側の指定材料については2・1・1の4に示す。

4について；

給水装置に係る機器は、給水装置に直結し、ガス、電気、灯油等を使用して水を加熱する湯沸器類、水を冷却して使用する製氷機、ウォータークーラー、電気食器洗い機、浄水器等がある。なお、取付けに際しては、機器の上流側に止水用具、逆止弁等を取付けること。

5について；

ユニット化装置とは、2以上の給水器具を組合わせ、1セットとして取扱うもので、器具ユニット、配管ユニット及び設備ユニットがある。

6について；

補助材料とは、器具機材の補助的な材料で、給水栓コマ、シールテープ、配管用接着剤等である。

7について；

(1) メーターボックスは、樹脂製で検針及びメーター取替に支障がないよう大きさを定めている。



メーターボックス

(2) 止水栓筐、仕切弁筐は、止水栓操作に支障がないよう長さ等を定めている。



乙止水栓筐



ネジ式仕切弁筐

3 給水装置の基本計画

3・1 基本調査

給水装置工事前の基本調査は、計画及び施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定及び施工、さらには給水装置の機能にも影響するので、あらゆる角度から検討し総合的に最良の判断のもとに給水装置工事を行うこと。

<解説>

給水装置工事前の基本調査は主任技術者が行うものとし、事前調査と現場調査に区分され、その内容によって「工事申込者に確認するもの」、「管理者に確認するもの」、「現地調査により確認するもの」がある。標準的な調査項目、調査内容等は次による。

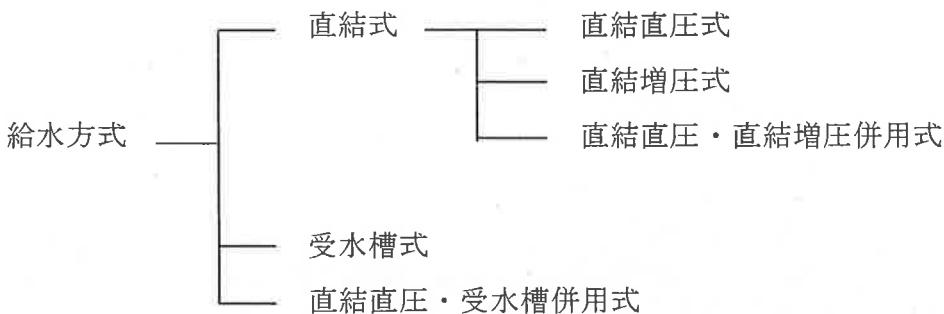
調査項目	調査内容	調査（確認）対象			
		工事申込者	管理者	現地	その他
1. 工事場所	町名、番地等住居表示番号	○		○	
2. 使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付栓数、住戸数	○		○	
3. 既設給水装置の有無	所有者、布設年月日、形態（単独栓・連帶栓）、口径、管種、布設位置、使用水量、水栓番号	○	○	○	所有者
4. 屋外配管	メーター、止水栓（仕切弁）の位置、布設位置	○	○	○	
5. 屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具	○		○	
6. 配水管等の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置		○	○	
7. 道路の状況	種別（公道・私道等）、幅員、舗装種別、掘返し規制期間、公共基準点			○	道路管理者
8. 各種埋設物の有無	種類（下水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置			○	埋設物管理者
9. 現地の施工環境等	施工時間（昼・夜）、関連工事、軌道、河川、急傾斜地等			○	当該管理者
10. 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年度、口径、布設位置、既設建物との関連	○	○	○	所有者
11. 受水槽式の場合	受水槽の構造、有効容量、位置、点検口の位置、配管ルート			○	
12. 工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水装置埋設の同意、その他権利の所有者の承諾	○			権利の所有者
13. 建築確認	建築確認通知（番号）	○			
14. 直結増圧式給水の場合	ポンプの構造及び性能、位置	○	○	○	ポンプメーカー

3・2 給水方式の決定

給水方式は、直結式（直結直圧式、直結増圧式、直結直圧・直結増圧併用式）、受水槽式、及び直結直圧・受水槽併用式とする。いずれを採用するかは給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理面を考慮し決定する。

<解説>

給水方式には、配水管の水圧を利用して給水する直結直圧式、給水管に直接増圧給水設備を設けて給水する直結増圧式及び、配水管から分岐して一旦受水槽に受け給水する受水槽式がある。



3・2・1 直結式給水（直結直圧式、直結増圧式、直結直圧・直結増圧併用式）

1 直結式給水の適用

- (1) 配水管及び給水管の給水能力（水圧、水量等）が十分で、常時給水が可能なとき。
- (2) 受水槽式が適当な場合に該当しないこと。

2 共通適用基準

- (1) 給水管の取出し口径は、原則として、分岐する配水管等の口径の2段（2ランク）落ち以下とする。ただし、管網の状況等により管理者が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 給水管口径の決定にあたっては、使用実態に沿った同時使用水量を的確に把握し、その水量に応じた口径を決定すること。
- (3) 最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合は、給水用具の取付部において必要な水頭を確保できること。
- (4) 口径50mm以下給水管の管内流速は、3.0m/sを超えないこと。
- (5) メータ一口径の選定は、「3・4・1 メータ一口径の選定」によること。
- (6) メーターの設置位置及びメーター前後の配管は、「6・6 水道メーターの設置」によること。
- (7) 配水管への逆流防止及び各戸からの逆流防止のため、適切な逆流防止措置を行うこと。
- (8) 立ち上がり管の最頂部や配管上で空気のたまりやすい位置には、吸排気弁を設置すること。ただし、直結直圧式で空気だまりができるおそれがないと判断できる場合は、設置不要とする。
- (9) 受水槽式の既設建物を直結式に切替える場合の手続きについては、「参考資料13 受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて」によること。

<解説>

1について；

- (1) 給水装置工事を計画する場合、配水管の水圧は 0.20MPa で計算することを原則とする。
- (2) 3・2・6 受水槽式に記載している、受水槽式に該当する場合は、直結式給水は認めないこととする。

2について；

- (1) 配水管等への影響を考慮し、配水管から分岐する給水管口径を原則として以下のとおりとする。

給水管取り出し口径	分岐できる配水管口径
25 mm	50 mm～400 mm
50 mm	100 mm～400 mm
75 mm	100 mm～400 mm
100 mm	150 mm～400 mm

- (2) 給水管の口径は、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な口径であることが必要である。ただし、建物内の給水管口径を増径することにより、給水用具の必要水頭が確保できる場合もあるが、必要以上の増径は避け、停滯水による衛生上の問題が起きることのないよう慎重に計画すること。

- (4) 口径 50 mm以下の給水管の管内流速は 3.0m/s 以下とすること。

口径 75 mm以上の上限流速及び流量は次の表による。

口径 (mm)	上限流速 (m/s)	上限流量 (m³/h r)
75	1.5	24
100	1.0	28
150	1.0	64
200	1.2	136
300	1.2	305
400	1.4	633

- (6) 各階各戸にメーターを設置する場合は、メーターユニットの使用を原則とするが、メーター回りの配管上、メーター設置器の設置が不可能な場合で、メーター取替時に戻り水が他に支障を及ぼすおそれのある場合は、メータ一下流側に逆止弁を設置するとともに、メーター上流側にメーターバルブを設置すること。

- (7) 配水管への逆流防止措置として、共同住宅等で各階各戸にメーターを設置する場合及び口径 40 mm以上のメーターを設置する事務所ビル等の建物の場合は、建物の立ち上がり管上流側の主配管の適切な場所に次の逆止弁を設置すること。

給水方式	設置する逆止弁
直結直圧式	複式逆止弁又は減圧式逆流防止器
直結増圧式	減圧式逆流防止器（ポンプユニット内）

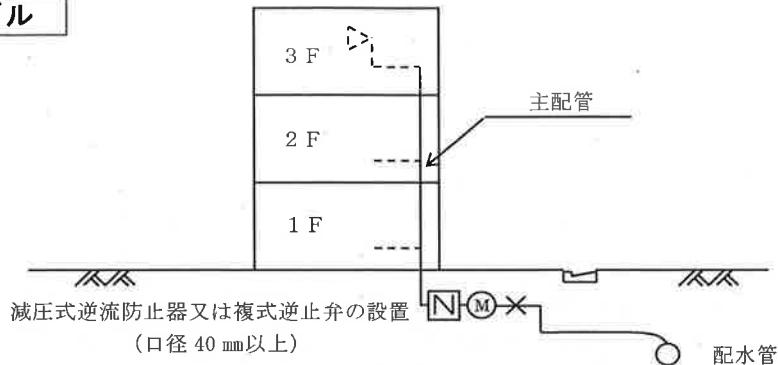
なお、減圧式逆流防止器を設置する場合は、排水が行われた場合の排水処理に留意する

こと。

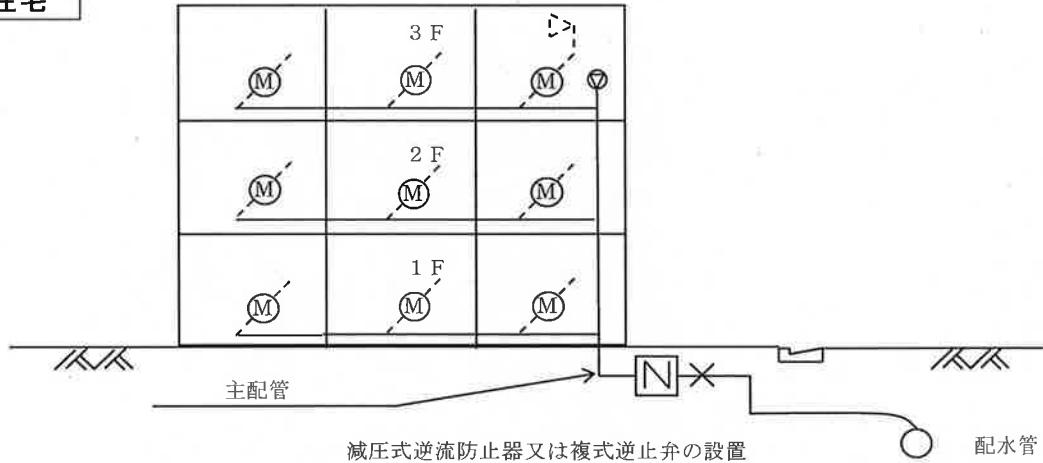
各戸からの逆流防止措置としては、逆止弁付メーターバルブ又はメーターユニットを設置するとともに、必要に応じて適切な逆流防止弁を設置すること。

<参考図>

(1) 事務所ビル



(2) 共同住宅



(8) 直結増圧式の場合、立ち上がり管の最頂部等の適切な場所に停滞する空気を排出する機能と断水時等における負圧解消のための吸気機能を併せ持った吸排気弁を設置すること。

直結直圧式の場合は、必要に応じて吸排気弁又は自動空気弁を設置することとする。

なお、吸排気弁を設置する場合の急速吸気機能については、次に示す吸気量を参考に立上り配管の口径ごとの延長割合を考慮し計画すること。

立上り配管に必要な吸気量（弁差圧 2.9kPa 時の値）

立上り管口径 (mm)	20	25	32	40	50
吸気量 (L/min)	90	150	240	420	840

出典元：機材の品質判定基準【UR 都市機構】

吸排気弁又は自動空気弁を設置する場合、吸排気口周りの水跳ねによって周囲の配管や配線等に影響を与えないようドレンパイプを設け間接排水させるなどの対策を講じること。

3・2・2 給水水圧調査

直結式で3階建以上の建物へ給水を計画する場合及び給水装置工事の事前相談等で管理者が必要と認めた場合(3階建未満の建物でも0.20MPaを超える水圧を必要とする場合等※)は、給水装置工事申込前に給水水圧の調査を行うこと。

- 1 給水水圧調査依頼書の提出
- 2 給水水圧調査フロー

<解説>

1 3階建以上建物等への直結式給水を検討する場合は、事前に給水水圧調査依頼書（必要事項記入の上、建物建築予定場所及び給水分岐予定場所を明記した水道配管平面図を添付すること。）を管理者に提出し、管理者から給水水圧の回答を受けることとする。

給水装置工事申込者等は、管理者が回答した給水水圧等の条件（特記事項に記載のある場合は、その内容を含む）に見合った給水装置計画を策定しなければならない。

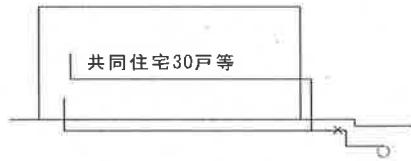
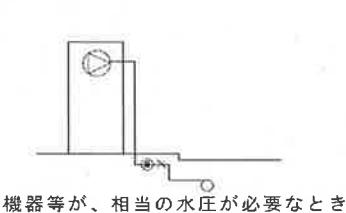
なお、給水水圧の調査は次によることとする。

(1) 給水水圧調査

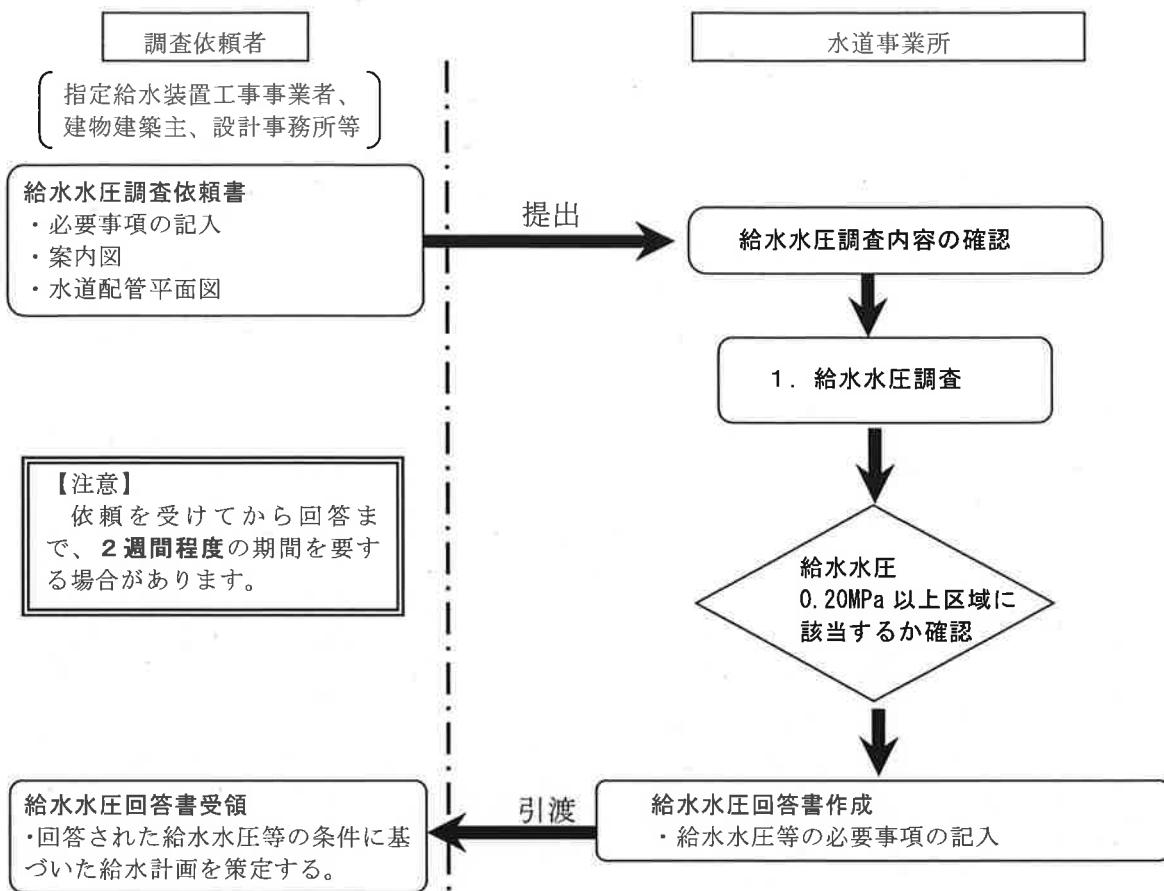
給水分岐予定場所が給水水圧0.20MPa以上区域に該当するか調査を行う。

直結直圧式及び直結増圧式の場合に適用する。

※<3階建未満の建物でも0.20MPaを超える水圧を必要とする場合の参考例>



2 給水水圧調査フロー



3・2・3 3階建建物への直結直圧式給水

直結直圧式給水の範囲を拡大することにより、小規模受水槽の減少、土地の有効利用及び衛生的で安全な水の供給を目的とする3階建建物への直結直圧式給水の取扱いは、次による。

1 適用範囲

本管の最小動水圧が0.20MPa以上、管内流速が3.0m/s以内で、口径75mm以上の配水管からの分岐とし、かつ水理計算の結果、最高水栓の余裕水頭が5.0m以上確保可能な場合に適用する。ただし、次の条件を満たす場合は、口径50mm管から分岐可能とする。

- (1) 町所有の本管から分岐すること。又は分岐されていること。
- (2) 一戸建て専用住宅（二世帯住宅含む）の申込みであること。
- (3) 水理計算の結果、最高水栓の余裕水頭が5.0m以上確保でき、かつ本管の水量水圧が確保されていること。なお、一部施工における空区画に対しては引込口径に応じた流量で計算すること。

2 水理計算確認書の提出

給水水圧に基づいた給水装置計画であることを確認するため、給水装置工事申込時に「水理計算確認書」を提出すること。

3 適用基準

3・2・1直結式給水 2共通適用基準による。

<解説>

1について；

3階建建物への直結直圧式給水を申し込む場合、給水水圧0.20MPa以上で管内流速が3.0m/s以内に該当する場合で当該建物（施設等）への給水に支障がないことを主任技術者が水理計算により確認すること。

2について；

工事事業者は、給水装置工事の申込時に主任技術者が水理計算により当該建物への直結直圧式給水が可能であることを確認した証として、水理計算確認書に必要事項を記入し、管理者に提出しなければならない。

3・2・4 直結増圧式給水

1 適用範囲

給水水圧0.20MPa以上区域に該当する場合は給水水圧0.20MPa、該当しない場合は給水水圧回答書に記載の給水水圧（0.20MPa未満）で直結増圧式給水が可能な場合に適用する。

（1）給水可能階層及び建物規模

給水可能階層及び建物規模は、給水水圧0.20MPa又は給水水圧回答書に記載された給水水圧（0.20MPa未満）の条件で、直結増圧式給水が可能な階層及び規模までとする。

（2）水理計算確認書及び直結増圧式給水条件承諾書の提出

給水水圧回答書に基づいた給水装置計画であることを確認するため、給水装置工事申込時に「水理計算確認書」を提出すること。また、直結増圧式給水に係る留意点等を確認するため「直結増圧式給水条件承諾書」を提出すること。

（3）原則として1建物1増圧給水設備とする。ただし、計画最大使用水量及び管内流速が上限を超えない場合は、1増圧給水設備による複数棟への給水も可能とする。

（4）1建物で直結増圧式給水と受水槽式給水の併用は認めないものとする。ただし、指針で受水槽式給水の義務付けをしている場合は除く。

2 適用基準

3・2・1直結式給水にある基準のほか次による

（1）直結増圧式給水の場合には、増圧給水設備や取り出し給水管の給水能力が、建物内の使用水量の変動と直接的に影響し合うことから、口径の決定にあたっては、使用実態に沿った同時使用水量を的確に把握し、その水量を給水できる性能を有する増圧給水設備を選定し、さらにその水量に応じた給水管の口径を決定する。

（2）直結増圧給水設備上流側の給水管口径は原則75mm以下とし、給水管の管内流速については3.0m/s以下とする。

（3）増圧給水設備の下流側配管（建物内立上り配管等）の口径を上流側配管より大きくする場合は過大な口径となり、停滯水などの衛生上の問題が発生しないよう留意すること。

3 増圧給水設備の選定

- (1) 増圧給水設備は、水道用直結加圧形ポンプユニット（日本水道協会規格 JWWA B 130）（以下「増圧ポンプ」という。）及び水道用減圧式逆流防止器（日本水道協会規格 JWWA B 134）の規格品又は規格同等品で構成されたものを使用すること。
- (2) 増圧給水設備の上流側にメーターを設置する場合の増圧給水設備の口径は、メータ一口径と同径又は、それ以下とすること。
- (3) 増圧給水設備の給水能力は、計画同時使用水量の供給を可能とするもので、経済性を考慮した能力のものを選定すること。
- (4) 増圧給水設備の揚程は直結増圧式給水の動水勾配線図により求めること。
- (5) 設置位置は、原則として1階以下とし、点検等が容易にできる場所とすること。なお、増圧ポンプ及び関連する設備等についても点検等が容易にできる場所とすること。
- (7) 原則として、一日一回はポンプが稼動すること。

4 直結直圧の給水栓の設置

増圧給水設備の故障等に備えて、増圧給水設備の上流側に直結直圧式の給水栓を設置すること。

- (1) 共同住宅及び各階各戸にメーターを設置する場合は、宅地内第一止水栓と増圧給水設備の間で分岐を行い、直結直圧式の給水栓を設け、共用メーターを設置すること。
- (2) 事務所ビル等で増圧給水設備の上流側にメーターを設置する場合は、メーターと増圧給水設備の間に直結直圧式の給水栓を設けること。

5 増圧給水設備の維持管理

工事事業者は、所有者等に対して増圧給水設備の維持管理について十分な説明を行い、理解を求めるこ。

- (1) 増圧給水設備、逆流防止装置の維持管理の責任は、所有者とし、年に1回以上の定期点検を行い、その記録は1年間保存すること。
- (2) 所有者等は、緊急時の対応体制を確立し、増圧給水設備の異常、故障時における初期対応をしなければならない。

＜解説＞

1について；

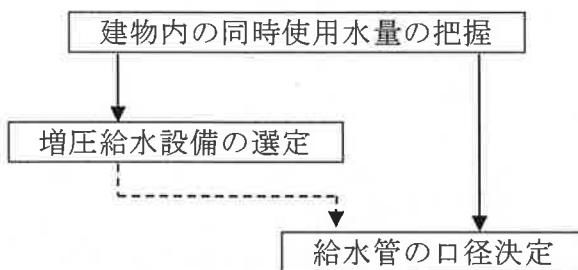
- (1) 給水可能な階層及び建物規模は、給水水圧 0.20MPa (0.20MPa 未満の区域については給水水圧回答書に記載された給水水圧) の条件及び設置される増圧給水設備の能力の範囲内で計画すること。
- (2) 給水水圧回答書に基づいた給水装置の計画であること及び主任技術者が水理計算を行い給水可能と判断したことを確認するため、給水装置工事申込時に「水理計算確認書」を提出すること。また、所有者等が直結増圧式給水に係る留意点等を理解していることを確認するため「直結増圧式給水条件承諾書」を提出すること。
- (3) 計画最大同時使用水量の上限の範囲内で実施する多段増圧式を除き、1建物1増圧給水設備を原則とする。ただし、同一敷地内に複数棟の共同住宅が建築される場合などで1増圧給水設備による複数棟への給水が合理的と判断できる場合は、給水水圧及び増圧給水設備の能力の範囲内で複数棟への給水も認めることとする。この場合は道路、河川、境界、

埠等で分断されない同一敷地内であることを条件とする。

(4) 愛川町では直結給水の拡大により、小規模な受水槽水道の削減を目指しており、直結増圧式給水と受水槽式給水を併用することは、小規模受水槽の設置数を増加させる要因となることから認めないこととしたものである。ただし、店舗併用住宅等で住宅と受水槽式給水に指定されている業種が混在する場合には、直結増圧式給水と受水槽式給水の併用は特例として認めることとする。

2について；

(1) 直結増圧式給水における口径決定の手順



(2) 配水管への影響、流水音、ウォータハンマ等への配慮から、給水管内の流速は過大にならないようにすることが必要である。

(3) 建物内配管の圧力損失の低減及び水量の確保の観点から増圧給水設備下流側配管の口径を上流側より増径する場合は1~2ランク程度までとし、停滞水による衛生問題の発生を防止するため、過大な増径は避けること。

3について；

(1) 愛川町の指定する増圧給水設備は、原則として公益社団法人日本水道協会の規格品である水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130）と水道用減圧式逆流防止器（JWWA B 134）の組み合わせとする。ただし、自己認証品及び第三者認証機関認証品については、同規格品と同等以上のものであること。

ア 増圧給水設備は、給水管水圧（増圧給水設備二次側の圧力）が設定圧力以下になるとソフトスタートし、設定圧力以上になるとソフトストップして配水管等に影響を生じさせない機能を有すること。

イ 配水管の水圧が低下した場合の自動停止及び自動復帰の設定圧力は、近隣への影響を考え、配水管等圧力が芯レベルで0.15MPaまで低下したとき自動停止し、0.20MPaまで回復したとき自動復帰するようポンプ設置位置の高低差及び圧力損失を考慮し、設定すること。ただし、給水水圧が0.20MPa未満の区域については、管理者が指示した設定水圧とすること。

(2) 増圧給水設備の上流側に設置するメーターの最大口径は50mmとする。（他の給水方式と併用する場合を除く。）ただし、増圧給水設備の能力によりメータ一口径以下の増圧給水設

備とすることもできる。

- (4) (5) 増圧給水設備の選定にあたっては、計画最大同時使用水量を供給できる能力があるものを選定することとなるが、過大な能力のものを選定した場合、維持管理費やランニングコストの増加を招く要因となることから、直結増圧式給水の動水勾配線図等を活用し、経済性を考慮した適切な能力のものを選定すること。
- (6) 増圧給水設備の設置場所は、原則として1階以下で配水管の水圧が低下した場合の自動停止及び自動復帰の設定圧力を考慮した位置とすること。また、年1回以上の定期点検を義務付けていることから、点検等が容易にできる場所に設置しなければならない。
- (7) 増圧ポンプが常時稼動できること及びポンプ配管内の停滯水を防止するため、原則として1日1回はタイマー等により強制稼動できる機能を備えていること。

4について；

- (1) 共同住宅等で各階各戸にメーターが設置される場合は、宅地内第一止水栓と増圧給水設備の間で分岐を行い、直結直圧式の給水栓を設け共用メーターを設置すること。ただし、増圧給水設備の上流側から分岐して直結直圧式で給水する管理人室等に共用水栓の機能がある場合は、設置を省略することとする。
- (2) 事務所ビル等で増圧給水設備の上流側にメーターを設置する場合は、メーターと増圧給水設備の間の直結直圧部分に給水栓を設けること。

5 増圧給水設備の維持管理

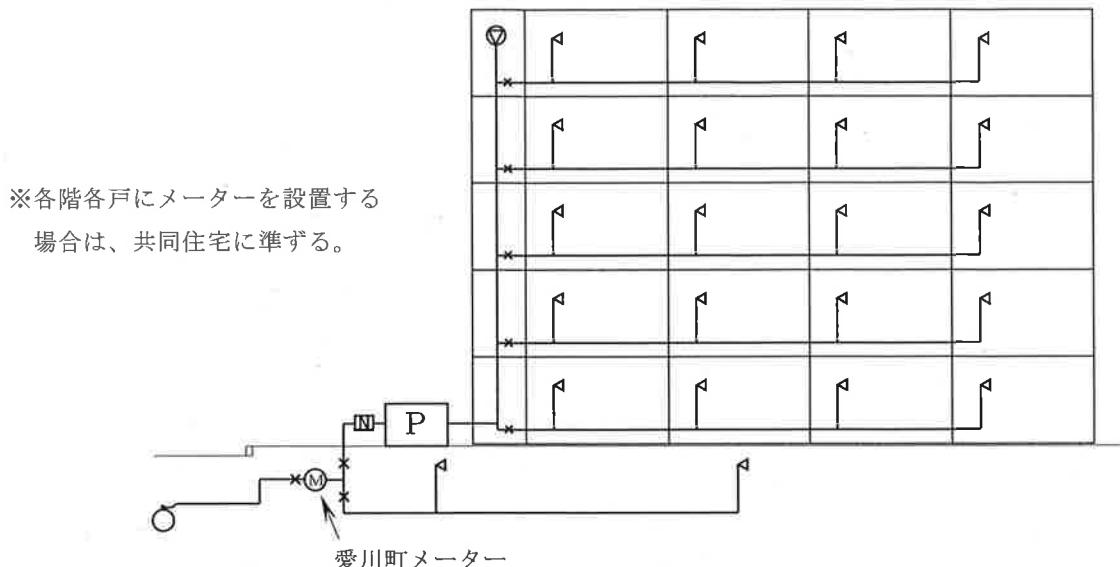
- (1) 増圧給水設備の定期点検（1回以上／年）等の維持管理は、原則として専門的な知識を有する者が行うこと。また、定期点検の記録は1年間保存すること。
- (2) 所有者等は緊急時の対応体制を確立し、緊急時の連絡先を管理室や増圧給水設備等に明示するとともに使用者及び居住者に対し周知を図らなければならない。なお、異常発生時には、自動的に所有者等又は保守管理の委託会社等に警報が迅速に伝わるシステムを組み入れることが望ましい。

主な増圧給水設備の異状原因と所有者等が行うその対応策は、次のとおりである。

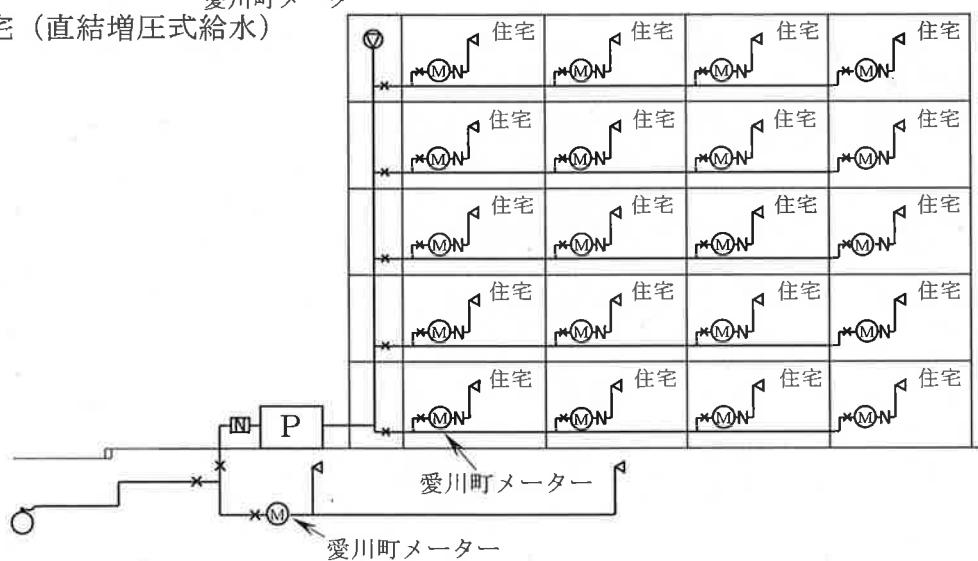
- ア 増圧給水設備（ポンプ）故障 : 点検後、メーカー等に修理依頼する。
- イ 停電 : ブレーカー等確認後、電力会社に連絡する。
- ウ 断水又は配水管水圧低下 : 水道事業所に連絡する。
なお、断水又は配水管水圧低下等による警報の解除等については所有者等により対応する。
- エ 使用流量オーバー : 使用状況を確認し、工事事業者等へ設備能力の検討を依頼する。

〈直結増圧式給水参考図〉

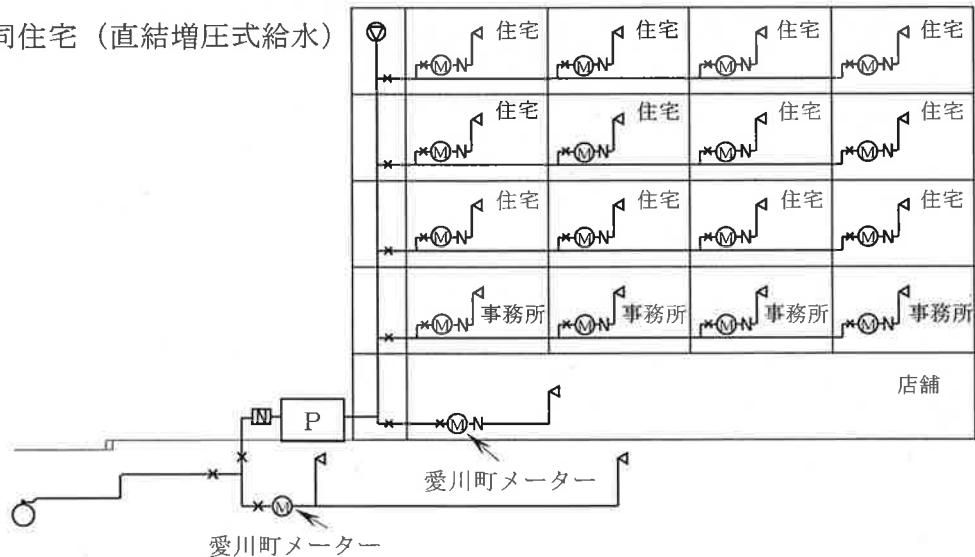
- ① 事務所、独身寮等（直結増圧式給水：増圧給水設備の上流側に設置するメーター）



- ② 共同住宅（直結増圧式給水）

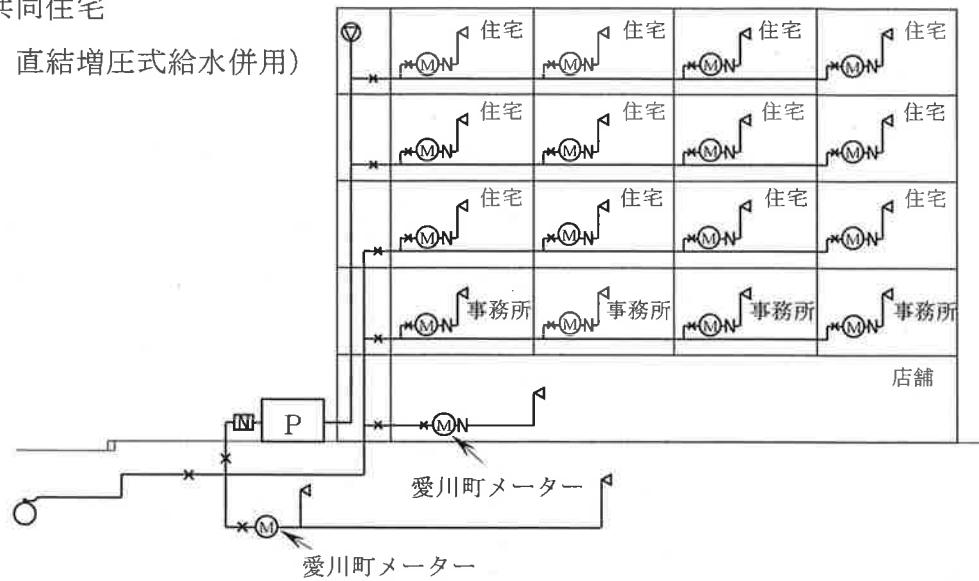


- ③ 店舗付共同住宅（直結増圧式給水）



④ 店舗付共同住宅

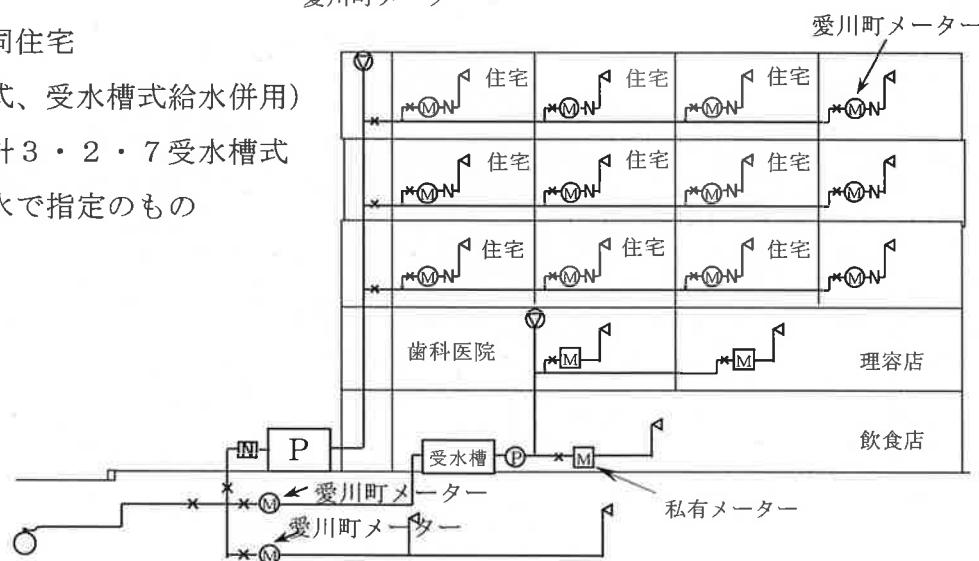
(直結直圧式、直結増圧式給水併用)



⑤ 店舗付共同住宅

(直結増圧式、受水槽式給水併用)

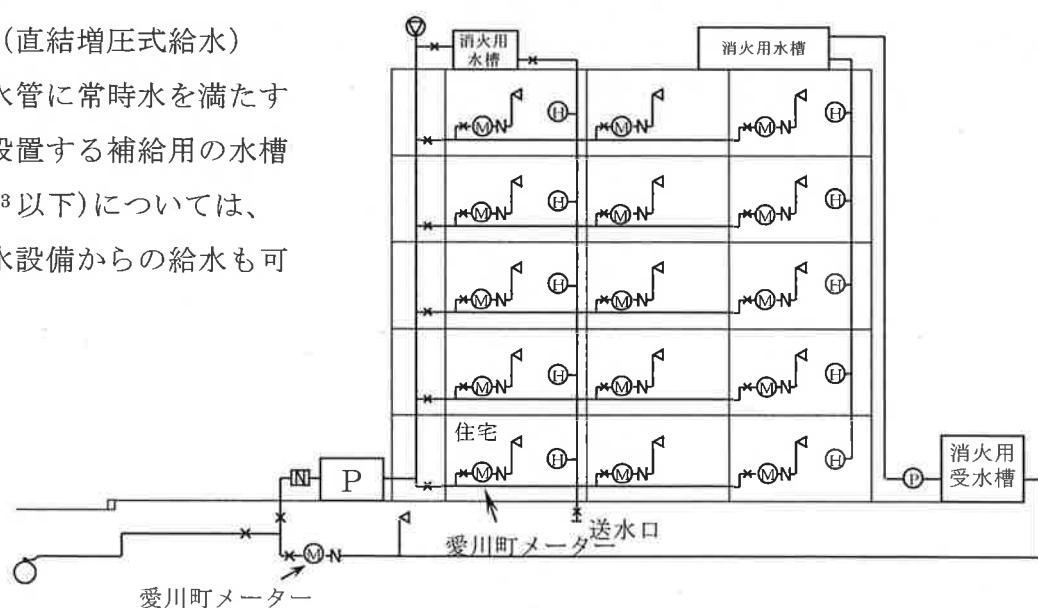
【特例】指針3・2・7受水槽式
給水で指定のもの



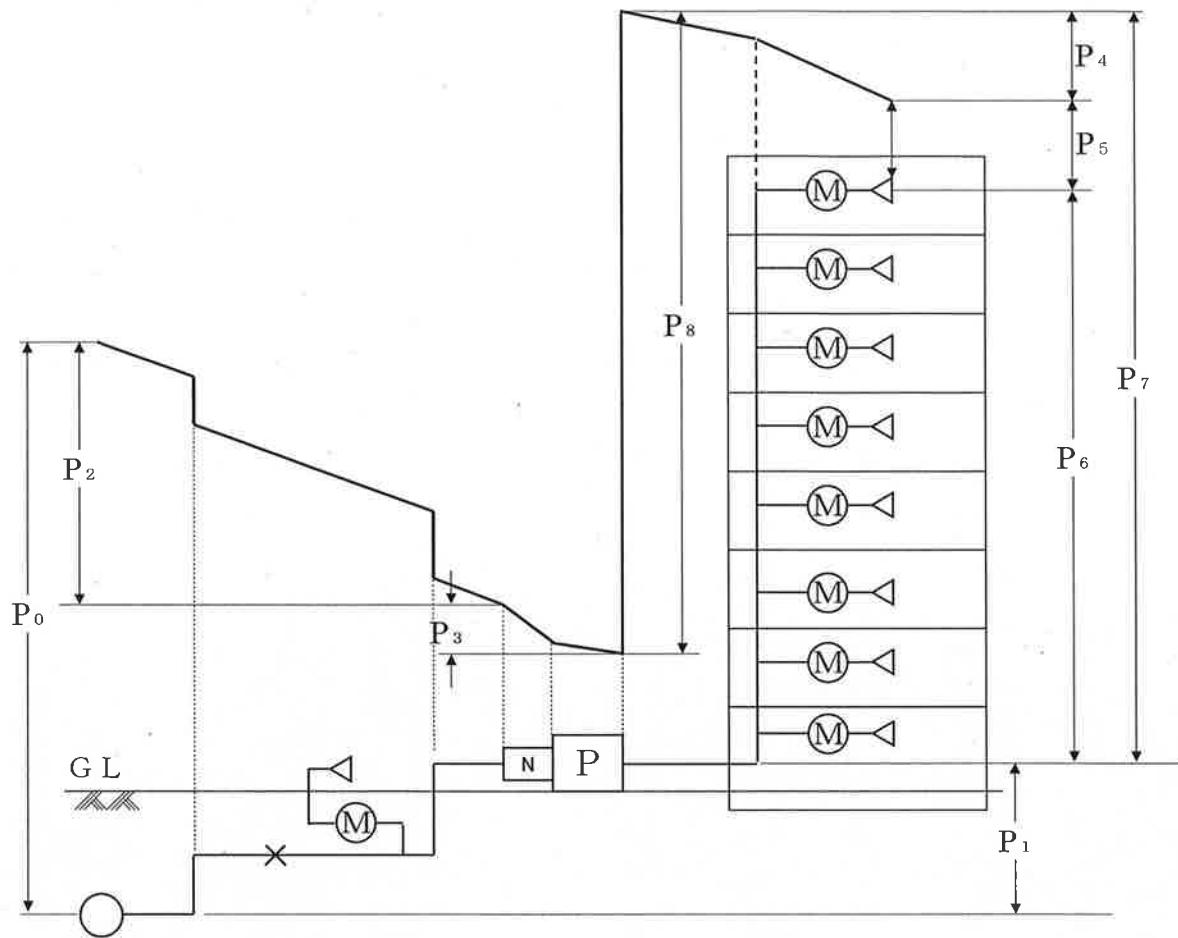
⑥ 共同住宅（直結増圧式給水）

※消防送水管に常時水を満たす
ために設置する補給用の水槽

(1.0m³以下)については、
増圧給水設備からの給水も可
とする。



<直結増圧式給水の動水勾配線図>



P₀: 配水管圧力【設計水圧: 0.20MPa ただし 0.20MPa 未満区域は給水水圧回答書による】

P₁: 配水管と増圧給水設備との高低差

P₂: 増圧給水設備上流側の給水管及び給水用具の圧力損失

P₃: 増圧給水設備の圧力損失

P₄: 増圧給水設備下流側の給水管及び給水用具の圧力損失

P₅: 末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力【余裕水圧】

P₆: 増圧給水設備と末端最高位の給水用具との高低差

P₇: 増圧給水設備の吐水圧

P₈: 増圧給水設備の増圧ポンプの全揚程

ここで、増圧給水設備の吐水圧 (P₇)、増圧ポンプの全揚程 (P₈) は、次式により算出される。

$$P_7 = P_4 + P_5 + P_6$$

$$P_8 = P_7 - \{ P_0 - (P_1 + P_2 + P_3) \}$$

P_L: 配水管圧力の低下による停止圧力設定 0.15MPa - (P₁ + P₂ + 減圧式逆流防止器の圧力損失)

P_H: 配水管圧力の回復による復帰圧力設定 0.20MPa - (P₁ + P₂ + 減圧式逆流防止器の圧力損失)

(※) 給水装置工事設計・施工指針の本文及び解説を参照すること。

} (※)

3・2・5 既設建物における高置水槽への直結給水

受水槽及び高置水槽を使用している既設建物で、受水槽を経由せず高置水槽までを直結給水する場合は、次による。

1 対象となる建物

高置水槽を使用している既設建物であること。

2 適用条件等

- (1) 水理計算により、直結増圧式給水で高置水槽への給水に支障がないことを確認すること。
- (2) 給水設備配管を給水装置に切替える場合は、「受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続き」(参考資料 P 69) に定めた手続きを行うこと。
- (3) 増圧給水設備又は増圧給水設備設置予定位置の下流側の揚水管等の口径を上流側配管より大きくする場合は過大な口径となり、停滯水などの衛生上の問題が発生しないよう留意すること。
- (4) 高置水槽の水位管理に使用する定水位弁等の口径は、原則として増圧給水設備の口径と同口径とすること。
- (5) 扬水管の上流側には適切な逆流防止措置を行うこと。
- (6) 原則として直結増圧式給水設備(設置予定場所)より上流から分岐し、直圧式の共用水栓(メーターの設置有)を設けること。
- (7) 給水に支障が生じたときは申込者の責任で対応する旨の誓約書を提出すること。
- (8) 本給水方式のために定めた条件を除き、3・2・4 直結増圧式を準用すること。

<解説>

1について；

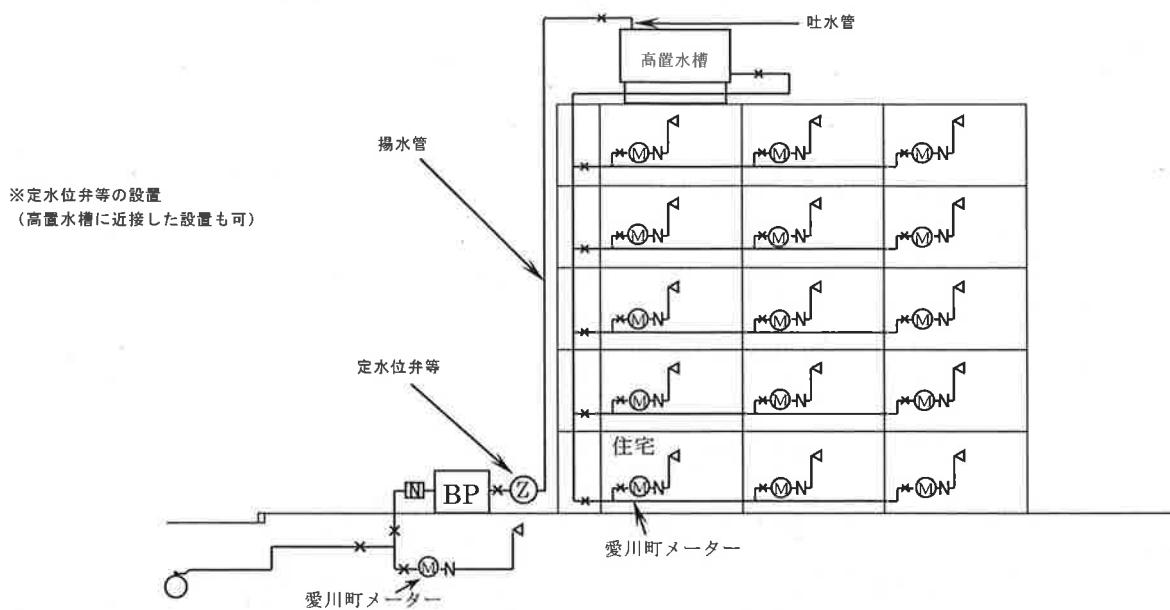
高置水槽を使用している既設建物を適用対象としていることから、建物を新築する場合及び新たに高置水槽を新設する場合は、対象外とする。ただし、既設の高置水槽を更新する場合は対象とする。

2について；

(1) 給水水圧の適用等

- ア 給水水圧 0.20MPa 以上区域は 0.20MPa、給水水圧 0.20MPa 未満区域は給水水圧回答書で回答した給水水圧とする。
- イ アの給水水圧で、直圧式又は増圧式により給水することを原則とする。
- ウ 高置水槽への最大流入量＝高置水槽からの最大流出量＝最大同時使用水量として計算すること。

(3) (4) 高置水槽への直結給水の配管例



- ア 高置水槽での吐水管口径は、設置又は設置を予定する増圧給水設備の口径と同口径とする。
- イ 水が停滯するおそれがない場合、揚水管（揚水管と見なされる部分を含む）の口径は、増圧給水設備又は増圧給水設備設置予定位置の上流側配管の口径より1～2ランク程度増径することを可とする。
- ウ 通常の受水槽式とは違い、水槽の水位を調整管理するための定水位弁等の口径は、増圧給水設備の口径と同口径を原則とする。また、定水位弁等の設置場所は定期点検等のメンテナンスが容易に行える場所とし、高置水槽に近接した設置も可とする。
本給水方式は、高置水槽内への吐水及び止水が頻繁に行われることからウォーターハンマ等が発生しないよう留意すること。
- エ 増圧式の場合、高置水槽への過大な流入を防止するため、吐水部の余裕水圧が過大となるよう定水位弁等の動作に支障のない範囲で増圧給水設備の吐水圧力を調整すること。
- (5) 直圧式の場合、揚水管の上流側の適切な場所に減圧式逆流防止器又は複式逆止弁を設置すること。増圧式の場合、増圧給水設備に設置されている減圧式逆流防止器で兼用できることとする。
- (6) 事故時及び水道施設の工事等により、一時的な断水や出水不良が生じた場合に備えて、直圧式の共用水栓を設置することとする。ただし、増圧給水設備の上流側から分岐して給水する管理人室等に共用水栓の機能がある場合は、設置を省略することとする。
- (7) 本給水方式の場合、「高置水槽への直結給水に係る誓約書」を提出することとし、増圧給水設備を設置する場合は、「直結増圧式給水条件承諾書」を合わせて提出する。

3・2・6 受水槽式

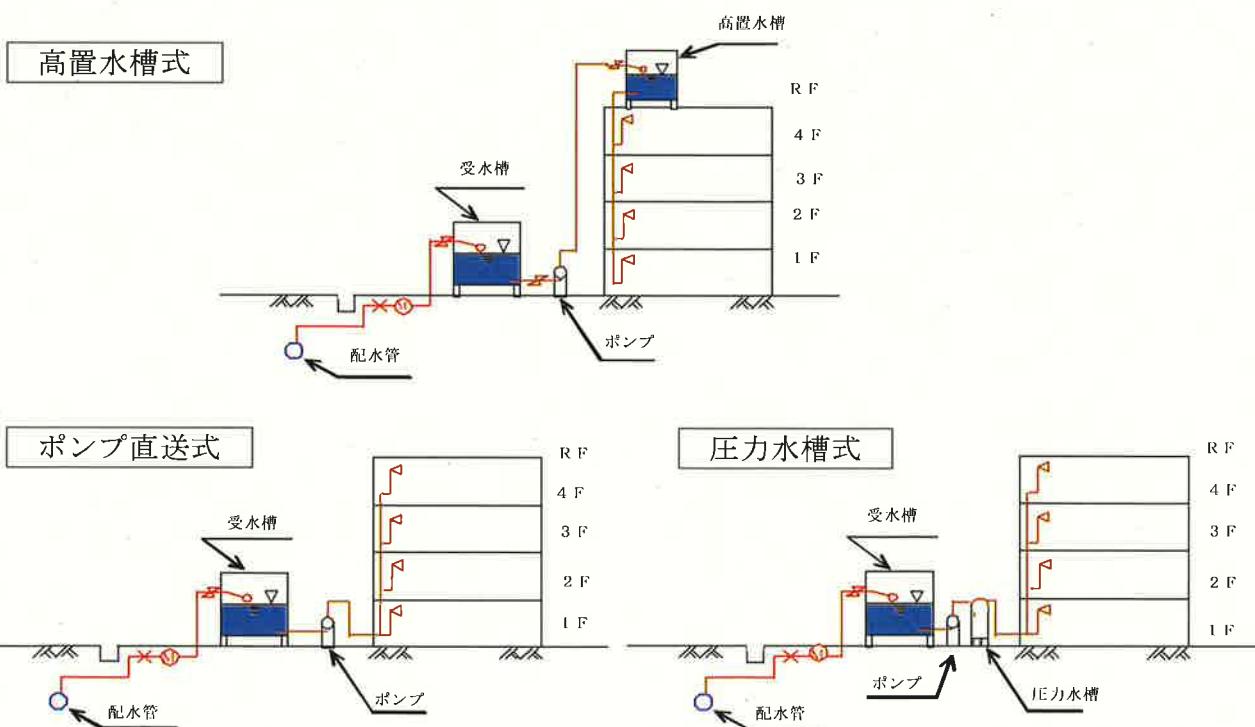
次のいずれかに該当する場合は、受水槽式とする。

- 1 一時に多量の水を必要とし、他の使用者に影響を及ぼすおそれのあるとき。
- 2 危険な薬品等を使用するとき。
- 3 減水又は断水の際、使用上支障をきたすおそれのあるとき。
- 4 常時一定水圧又は一定水量を必要とするとき。

<解説>

受水槽式給水は、配水管等の水圧が変動しても給水量、給水圧を一定に保持でき、断水時や災害時にも給水が確保できること等の効果もあり、また、配水管等への逆流を防止するための有効な手段であることから、需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合のほか、次のような場合には受水槽式とすることが必要である。

- 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいときなど、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合
- 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれがある場合
例：クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、捺染、食品加工、めっき等の事業を行う施設
- 病院・学校などで災害、事故等による水道の断滅水時にも、給水の確保が必要な場合
例：ホテル、飲食店、救急病院等で断水による影響が大きい施設
食品冷凍機、電子計算機等の冷却用水に供給する場合など継続的な給水が必要な施設
- 配水管の水圧変動に関わらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合



3・3 計画使用水量の決定

計画使用水量は、給水管の口径、受水槽容量等、給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、設置される給水栓等を考慮した上で決定すること。

また、同時使用水量の算定にあたっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択すること。

<解説>

1 直結直圧式給水の計画使用水量

直結給水における計画使用水量は、末端給水用具の同時使用の割合を十分考慮して実態にあった水量を設定しなければならない。この場合は、計画使用水量は同時使用水量から求めること。以下に一般的な同時使用水量の求め方を示す。

(1) 1戸建て等における同時使用水量の算定方法

ア 同時に使用する末端給水用具を設定して算定する方法

同時に使用率を考慮した末端給水用具数を求め、任意に同時に使用する末端給水用具を設定し、設定された末端給水用具の吐出量を求め、それらを足し合わせて同時使用水量を決定する方式で、使用形態に合わせた設定が可能である。しかし、使用形態は種々変動するので、それらすべてに対応するためには同時に使用する末端給水用具の組み合わせを数通り変えて計算しなければならない。このため、同時に使用する給水用具の設定にあたっては、使用頻度の高いもの（台所、洗面所等）を含めるとともに、需要者の意見等も参考に決める必要がある。

また、末端給水用具の種類に関わらず吐出量を口径によって一律の水量として取り扱う方法もある。（給水用具の標準使用水量）

<同時に使用率を考慮した末端給水用具数>

総末端給水用具数	同時に使用率を考慮した末端給水用具数	総末端給水用具数	同時に使用率を考慮した末端給水用具数
1	1	11～15	4
2～4	2	16～20	5
5～10	3	21～30	6

<種類別吐水量と対応する末端給水用具の口径>

用途別	使用量(L/min)	対応する水栓口径(mm)	備考
台所流し	12～40	13～20	
洗濯流し	12～40	13～20	
洗面器	8～15	13	

浴槽（和式）	20～40	13～20	
浴槽（洋式）	30～60	20～25	
シャワー	8～15	13	
小便器（洗浄タンク）	12～20	13	
小便器（洗浄弁）	15～30	13	1回(4～6秒)の吐水量 2～3リットル
大便器（洗浄タンク）	12～20	13	
大便器（洗浄弁）	70～130	25	1回(8～12秒)の吐水量 13.5～16.5リットル
大便器（ノンタンク）	18～24	13	1回(約25秒)の吐水量 約8リットル
手洗器	5～10	13	
小型消火栓	130～260	40～50	
散水	15～40	13～20	
洗車	35～65	20～25	業務用

<給水用具の標準使用水量>

給水栓口径 (mm)	13	20	25
標準流量 (L/min)	17	40	65

イ 標準化した同時使用水量により計算する方法

末端給水用具の数と同時使用水量の関係についての標準値から求める方法である。給水装置の全ての末端給水用具の個々の使用水量を足し合わせた全使用水量を末端給水用具の総数で割ったものに、同時使用水量比を乗じて求める。

同時使用水量 = 末端給水用具の全使用水量 ÷ 末端給水用具総数 × 同時使用水量比

<末端給水用具数と同時使用水量比>

末端給水用具総数	1	2	3	4	5	6	7
同時使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6
末端給水用具総数	8	9	10	15	20	30	
同時使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	

(2) 共同住宅等における同時使用水量の算定方法

ア 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

1戸の使用水量については、同時使用率を考慮した末端給水用具数又は末端給水用具数と同時使用水量比を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、給水戸数と同時使用戸数率により同時使用戸数を定め同時使用水量を決定する方法である。

<給水戸数と同時使用戸数率>

戸 数 (戸)	1 ~ 3	4 ~ 10	11 ~ 20	21 ~ 30	31 ~ 40	41 ~ 60	61 ~ 80	81 ~ 100
同時使用戸数率 (%)	100	90	80	70	65	60	55	50

イ 戸数から同時使用水量を予測する算定方式を用いる方法

$$10\text{戸未満} \quad Q = 42N^{0.33}$$

$$10\text{戸以上} 600\text{戸未満} \quad Q = 19N^{0.67}$$

ただし、 Q ：同時使用水量 (L/min)

N ：戸数 (1戸4人居住を想定)

ウ 居住人数から同時使用水量を予測する算定方式を用いる方法

$$1 \sim 30\text{人} \quad Q = 26P^{0.36}$$

$$31 \sim 200\text{人} \quad Q = 13P^{0.56}$$

$$201 \sim 2000\text{人} \quad Q = 6.9P^{0.67}$$

ただし、 Q ：同時使用水量 (L/min)

P ：人数

(3) 一定規模以上の末端給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法

給水用具給水負荷単位による方法

給水用具給水負荷単位とは、末端給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の末端給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。

同時使用水量の算出は、各種給水用具の給水用具給水負荷単位に末端給水用具数を乗じたものを累計し、同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める方法である。

<給水用具給水負荷単位表>

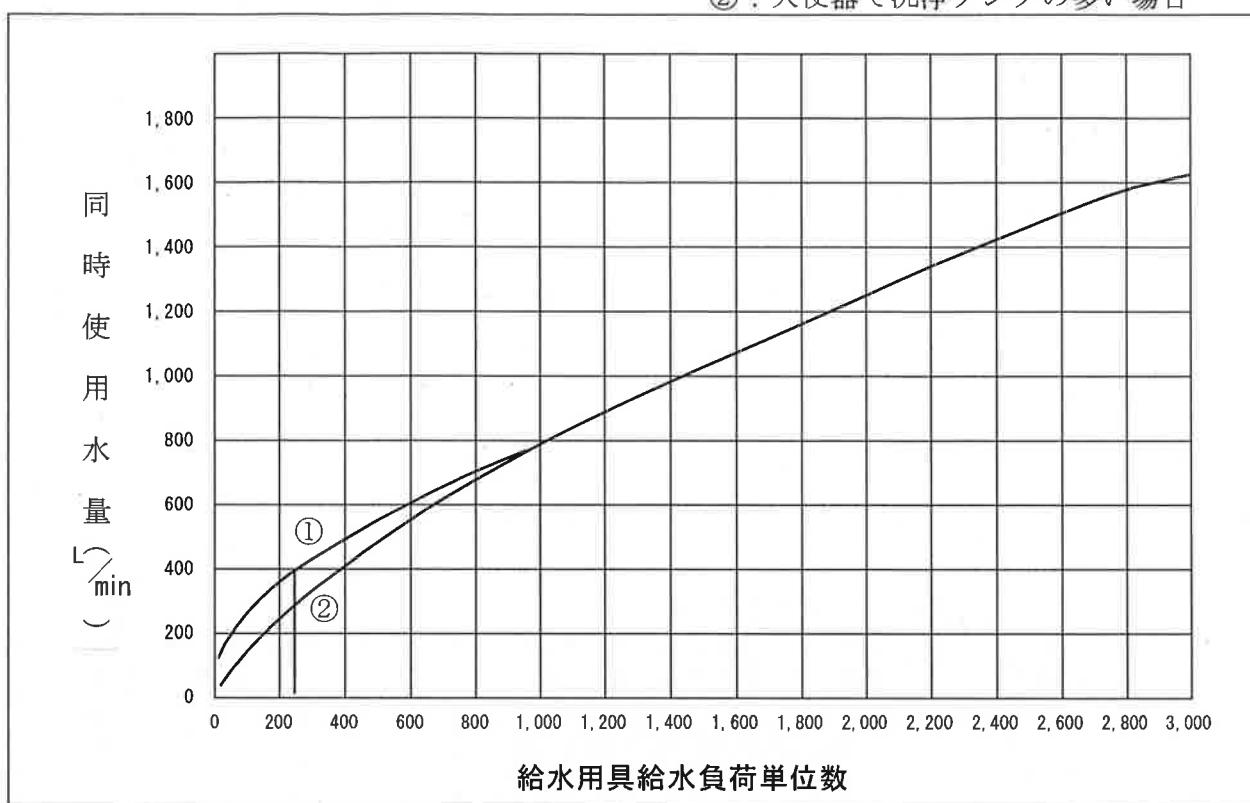
器具名	栓	器具給水負荷単位	
		公衆用	私室用
大便器	洗浄弁	10	6
大便器	洗浄タンク	5	3
小便器	洗浄弁	5	
小便器	洗浄タンク	3	
洗面器	給水栓	2	1
手洗器	給水栓	1	0.5
医療用洗面器	給水栓	3	
事務室用流し	給水栓	3	
台所流し	給水栓		3
料理場流し	給水栓	4	2
料理場流し	混合栓	3	
食器洗流し	給水栓	5	
連合流し	給水栓		3
洗面流し (水栓1個につき)	給水栓	2	
掃除用流し	給水栓	4	3
浴槽	給水栓	4	2
シャワー	混合栓	4	2
浴室一そろい	大便器が洗浄弁による場合		8
浴室一そろい	大便器が洗浄タンクによる場合		6
水飲器	水飲み水栓	2	1
湯沸し器	ボールタップ	2	
散水・車庫	給水栓	5	

(注1) 浴室一そろいの場合は、洗浄弁と浴槽、若しくは洗浄タンク使用時の洗面器と浴槽という同時使用を考えている。(空気調和・衛生工学会規格 HASS 206-1991 給排水設備基準・同解説から引用。)

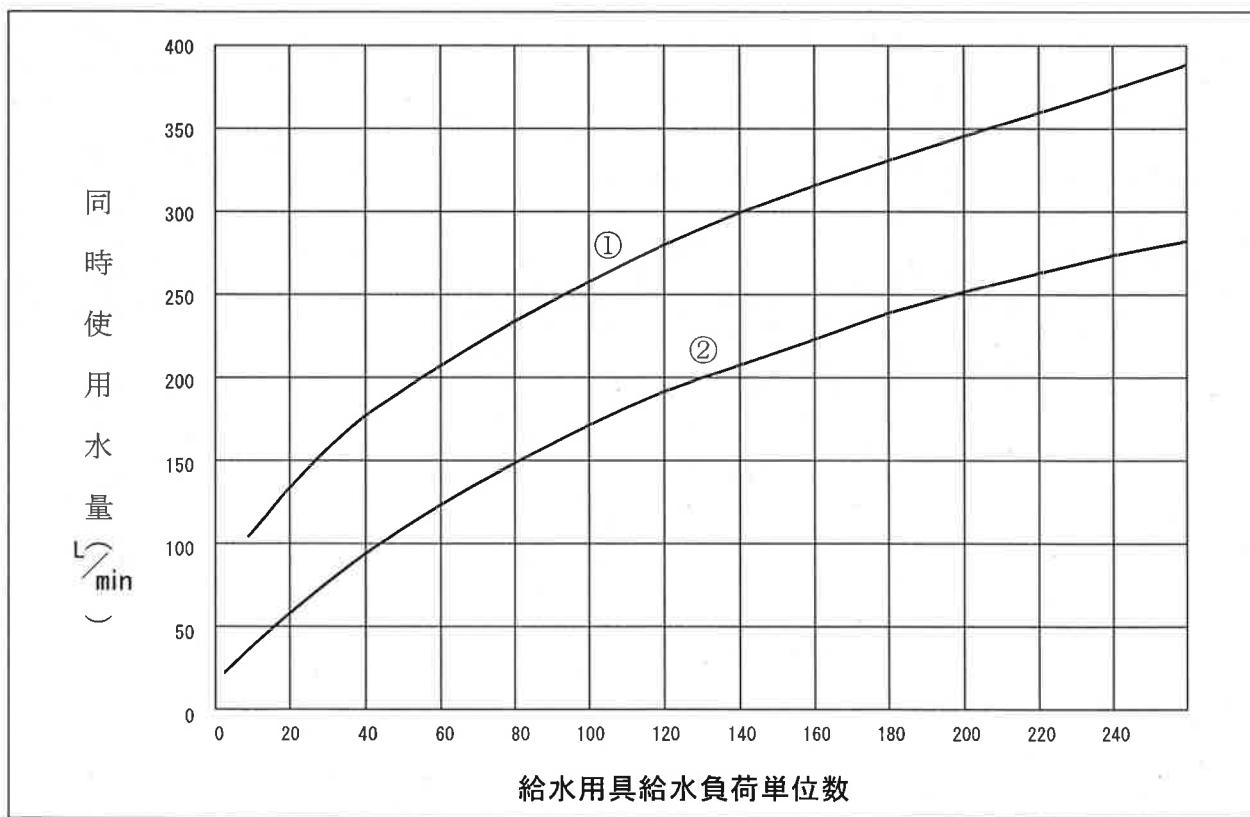
(注2) 給湯栓併用の場合は、1個の水栓に対する器具給水負荷単位は上記の数値の3/4とする。(社)空気調和・衛生工学会:空気調和・衛生工学便覧第14版、第4巻(平22)

同時使用水量図

凡例 ①：大便器で洗浄弁の多い場合
②：大便器で洗浄タンクの多い場合



拡大図



2 共同住宅等における計画使用水量

共同住宅等における同時使用水量の算定にあたっては、給水用具種類別吐水量とその同時使用率を考慮した方法、戸数・居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法、建物種類別単位給水量・使用時間・人数表を参考にする方法、給水用具給水負荷単位による方法等から、各方法の特徴を熟知した上で使用実態に応じた方法を選択するものとする。

なお、共同住宅における計画同時使用水量の算定方法としては、原則として、住宅戸数又は居住人数から同時使用水量を予測することとする。なお、住宅戸数から同時使用水量を予測する場合、ワンルームマンション1戸は、ファミリータイプ0.65戸相当として計算に用いること。居住人数から同時使用水量を予測する場合はファミリータイプ1戸の居住人数は3人又は4人を標準とし、ワンルームマンション1戸の居住人数は2人とすること。

3 受水槽式給水の計画使用水量

受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間あたり給水量は、1日あたりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。計画1日使用水量は、「建物種類別単位給水量・使用時間・人員」を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態を十分考慮して設定する。

「建物種類別単位給水量・使用時間・人員」の建物種類にない業態等については、使用実態及び類似した業態等の使用水量実績等を調査して算出する必要がある。また、実績資料等がない場合でも、例えば用途別及び使用給水用具ごとに使用水量を積み上げて算出する方法もある。

4 計画1日使用水量の算定

計画1日使用水量の算定には次の方法がある。

(1) 使用人数から算出する場合

1人1日あたりの使用水量×使用人員

(2) 使用人員が把握できない場合

単位床面積あたり使用水量×延床面積

(3) その他

使用実績等による積算

建物種類別単位給水量・使用時間・人員 「空気調和・衛生工学便覧第14版」(空気調和・衛生工学会)より抜粋

建物種類	単位給水量 (1日当たり)	使用時間 (h/日)	注記	有効面積当たり の人員等	備考
戸建て住宅 集合住宅 独身寮	200~400L/人 200~350L/人 400~600L/人	10 15 10	居住者1人当たり 居住者1人当たり 居住者1人当たり	0.16人/m ²	
官公庁 事務所	60~100L/人	9	在勤者1人当たり	0.2人/m ²	男子50L/人。女子 100L/人。社員食堂・ テナントなどは別途 加算
工場	60~100L/人	操業時間 +1	在勤者1人当たり	座作業0.3人/m ² 立作業0.1人/m ²	男子50L/人。女子 100L/人。社員食堂・ シャワー等は別途加 算
総合病院	1500~3500L/床 30~60L/m ²	16	延べ面積1m ² 当たり		設備内容等により詳 細に検討する
ホテル全体 ホテル客室部	500~6000L/床 350~450L/床	12 12			同上 客室部のみ
保養所	500~800L/人	10			
喫茶店	20~35L/客 55~130L/店舗m ²	10		店舗面積には厨 房面積を含む	厨房で使用される水 量のみ 便所洗浄水等は別途 加算 同上
飲食店	55~130L/客 110~530L/店舗m ²	10		同上	定性的には、軽食・ そば・和食・洋食・ 中華の順に多い
社員食堂	25~50L/食 80~140 L/食堂m ²	10		同上	同上
給食センター	20~30L/食	10		同上	同上
デパート・ス ーパーマーケ ット	15~30L/m ²	10	延べ面積1m ² 当たり		従業員分・空調用水 を含む
小・中・普通 高等学校	70~100L/人	9	(生徒+職員)1人当 たり		教師・従業員分を含 む。プール用水(40 ~100L/人)は別途加 算
大学講義棟	2~4L/m ²	9	延べ面積1m ² 当たり		実験・研究用水は別 途加算
劇場・映画館	25~40L/m ² 0.2~0.3L/人	14	延べ面積1m ² 当たり 入場者1人当たり		従業員分・空調用水 を含む
ターミナル駅 普通駅	10L/1000人 3L/1000人	16 16	乗降客1000人当たり		列車給水・洗車用水 は別途加算 従業員分・多少のテ ナント分を含む
寺院・教会	10L/人	2	参會者1人当たり		常住者・常勤者分は 別途加算
図書館	25L/人	6	閲覧者1人当たり	0.4人/m ²	常勤者分は別途加算

(注1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

(注2) 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用
水等は別途加算する。

(注3) 数多くの文献を参考にして表作成者の判断により作成。

5 時間最大使用水量

給水管口径選定にあたっては、時間最大使用水量を算出して決定すること。

時間最大使用水量（直結）は、次表による。

住 宅 団 地	1日最大使用水量×3／24
会 社 ・ 工 場 等	〃 ×1.5／営業及び操業時間

6 消火用水量

口径75mm以上の消火用水量は、消防水利用基準による指定水量を別途協議しなければならない。

消防水利用基準による指定水量は、次による。

- 1 消火栓1基当たりの放水量………1m³/min以上
- 2 連続放水継続時間……………40分以上

3・4 給水管口径等の決定

3・4・1 メータ一口径の選定

メータ一口径の選定にあたっては、給水装置の使用実態に照らして適正な口径としなければならない。

<解説>

- 1 メータ一口径の選定は次による。

(1) 家事用専用給水装置の場合

家事用専用給水装置の場合は、給水栓等の設置数によりメーターの口径を決定する。

メータ一口径ごとの給水栓等の標準設置数は次表によることとする。

メータ一口径と給水栓の標準設置数

メータ一口径	13mmの水栓数
13	1～6個
20	7～13個
25	14個以上

給水栓口径が大きい場合の換算表（同時使用率を考慮）

水栓	13mmの水栓に換算
13mmの水栓	1個
20mmの水栓	5.5個
25mmの水栓	11個
大便フラッシュバルブ※	16個

※ 節水形等については、それぞれの器具の仕様に応じた換算をすることも可とする。

(2) 商店、共同住宅（受水槽上流側にメーターを設置しない場合を含む）、工場、事務所等の場合

ア 直結式給水装置の場合

計画瞬時最大使用水量が、メーター選定表の時間当たり規制量（最大使用水量）の範囲内であり、計画1日最大使用水量が直結式給水日流量の範囲を超えないよう決定すること。

なお、過小な口径を選定すると、必要な水量を得られないばかりか、メーターの故障の原因となるので注意すること。

イ 受水槽式の場合

計画一日最大使用量が、メーター選定表の受水槽式給水日流量及び時間当たり規制量（最大使用水量）を超えないよう決定すること。

<メーター選定表>

水道 メータ ー種 類	口径 (mm)	正確に指 示できる 最小流量 (m³/hr)	時間当たり規制量 (最大使用水量) (m³/hr)	直結式 給水日流量 (m³/日)	受水槽式 給水日流量 (m³/日)	月間流量 (m³/月)
接線流 羽根車 式	13	0.1	0.8	5.0	10.0	85
	20	0.2	1.6	10.0	20.0	170
	25	0.23	1.8	11.0	22.0	190
	40	0.5	4.0	24.0	48.0	420
たて型 ウォル トマン	50	1.25	10.0未満 (15.0)	50.0未満 (90.0)	180.0	2,100

※たて型ウォルトマンφ50mmのメーターの規制値は()内数値であるが、直結直圧式給水承認範囲は、上段数値である。さらに、手数料算定も同様とする。

※口径75mm以上のメーター選定については、水道事業所と協議すること。

※口径75mm以上及び50mm以下でも地域により給水方法、給水時間について協議すること。

3・4・2 口径決定

- 1 給水本管及び給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧時において計画使用水量を供給できる大きさにすること。
- 2 水理計算にあたっては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径等を算出すること。
- 3 口径 100 mm 以上の給水本管に消火栓を設置する場合は、消火用水量を考慮した口径とすること。
- 4 引込管口径 50 mm 以上の場合には、メータ一口径と同一を原則とする。

<解説>

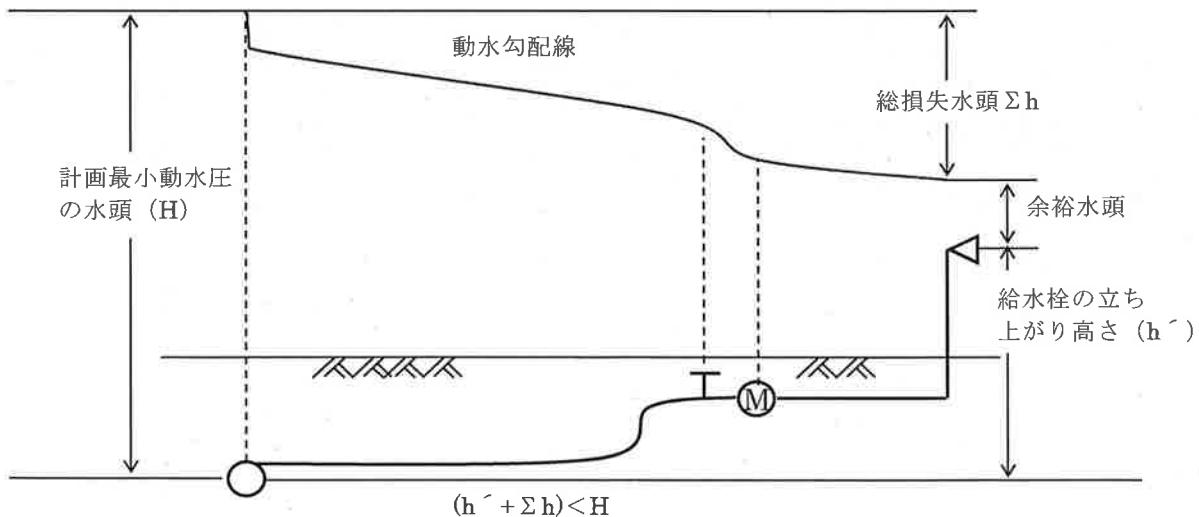
1について；

給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧時において、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性にも考慮した合理的な大きさにすることが必要である。

配水管等からの分岐戸数は、布設する給水管の口径や延長等を考慮して水理計算により求めることとし、布設した給水管の末端においての最小動水圧は 0.15MPa 以上とする。

給水管の口径は、給水用具の立ち上がり高さと計画使用水量に対する総損失水頭を加えたものが、配水管の設計水圧の水頭以下となるよう計算によって定める。

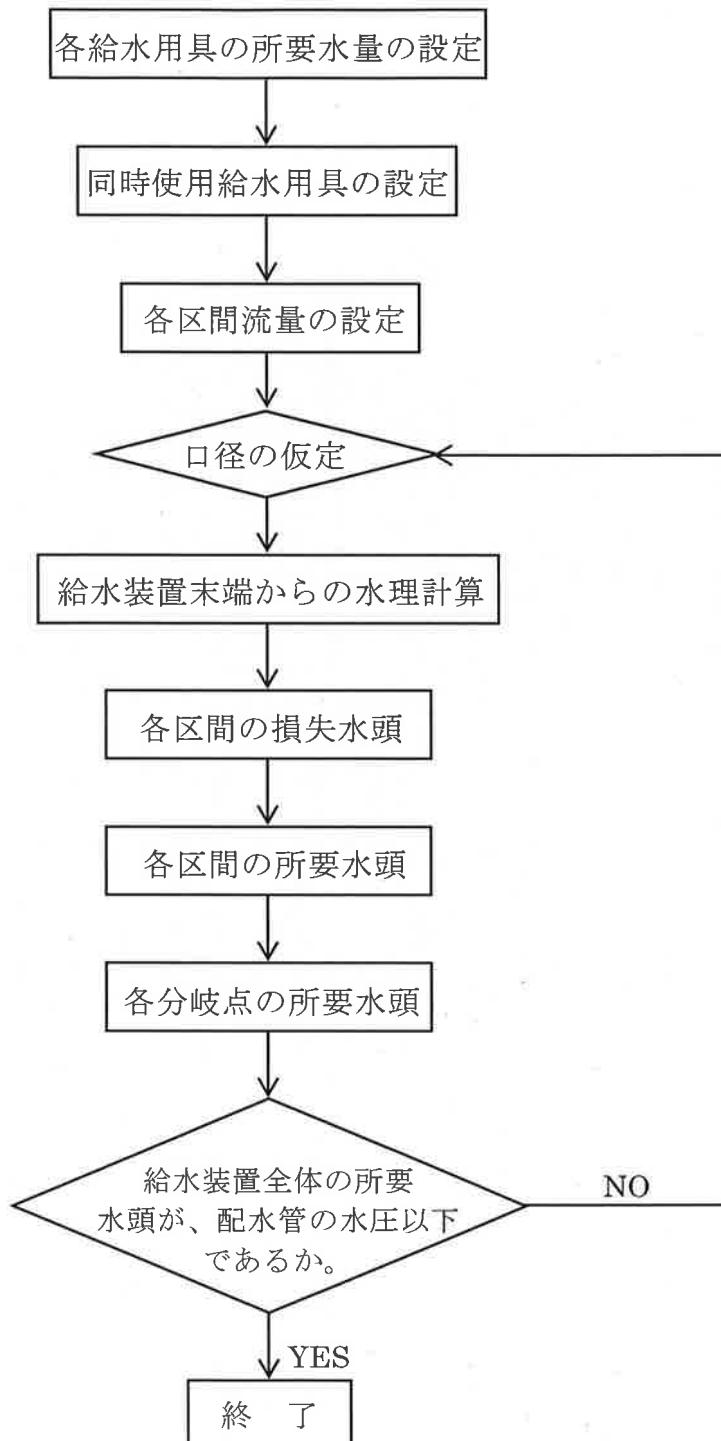
なお、給水栓においての余裕水頭は目安として 5 m 以上を確保することとするが、最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合は、給水用具の取付部において必要な水頭を確保できるようにすること。さらに、給水管内の流速は、過大にならないよう配慮することが必要である。



2について；

(1) 口径決定の手順

口径決定の手順は、まず給水用具の所要水量を設定し、管路の各区間に流れる流量を求める。次に口径を仮定し、その口径で給水装置全体の所要水頭が、配水管の水圧以下であるかどうかを確かめ、満たされている場合はそれを求める口径とする。



(2) 水理計算書の提出

次のような場合は、管理者に水理計算書を提出しなければならない。

- ア 使用水量が著しく変動する場合
- イ 布設延長が長い場合
- ウ 給水栓の数が多い場合
- エ その他管理者が必要と認めた場合

(3) 損失水頭

損失水頭には、管の流入、流出口における損失水頭、管の摩擦による損失水頭、メーター、給水用具類による損失水頭、管の曲がり、分岐、断面変化による損失水頭等がある。これらのうち主なものは、管の摩擦損失水頭、メーター及び給水用具による損失水頭であって、その他のものは計算上省略しても影響は少ない。

ア 給水管の摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径 50mm 以下の場合はウエ斯顿(Weston)公式により求め、口径 75mm 以上の管についてはヘーゼン・ウィリアムス(Hazen-Williams)公式による。

(ア) ウエ斯顿公式 (口径 50mm 以下の場合)

$$h = (0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087 D}{\sqrt{V}}) \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$$
$$I = \frac{h}{L} \times 1000 \quad Q = \frac{\pi D^2}{4} \cdot V$$

(イ) ヘーゼン・ウィリアムス公式 (口径 75 mm 以上の場合)

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$
$$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$$
$$h = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85} \cdot L$$

h : 管の摩擦損失水頭 (m)

V : 管内の平均流速 (m/s)

L : 管の長さ (m)

D : 管の内径 (m)

g : 重力の加速度 (9.8 m/s^2)

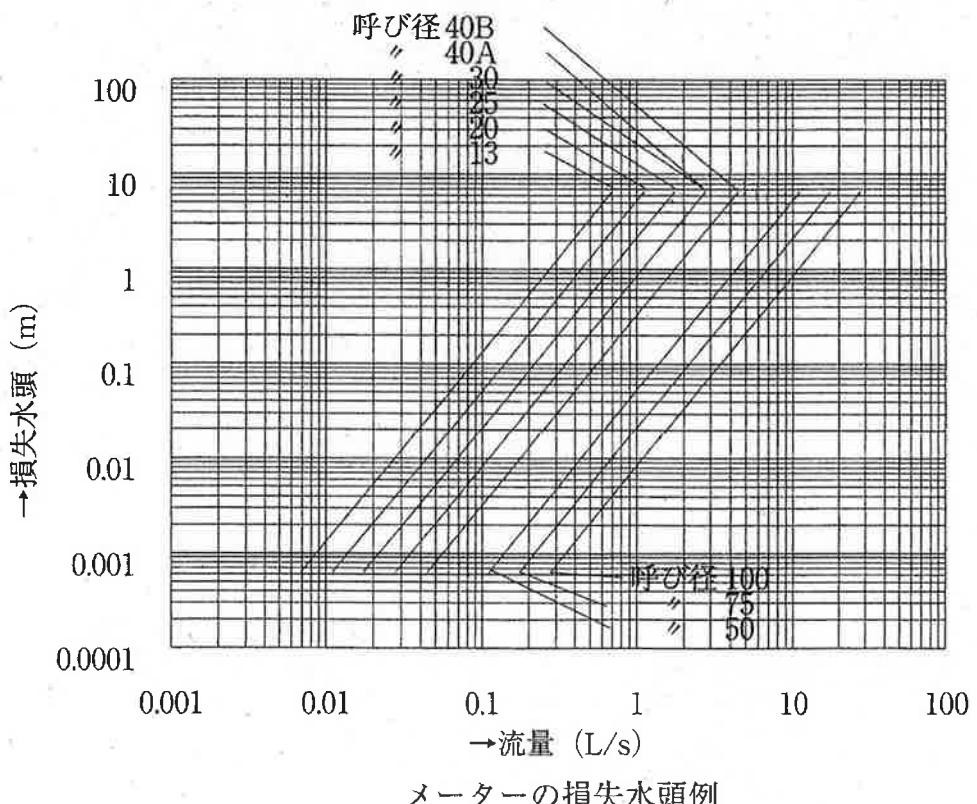
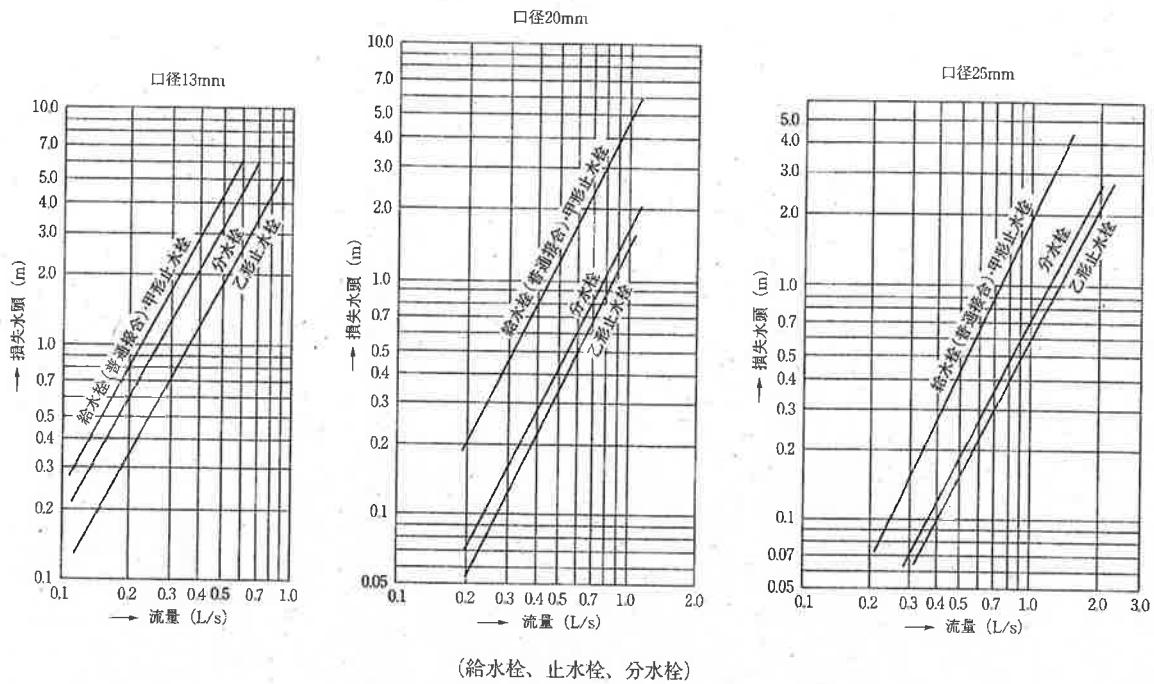
Q : 流量 (m^3/s)

I : 動水勾配 (%)

C : 流速係数 埋設された管路の流速係数の値は、管内面の粗度と管路中の屈曲、分岐部等の数及び通水年数により異なるが、一般に、新管を使用する設計においては、屈曲部損失などを含んだ管路全体として $C=110$ 。

イ 各種給水用具による損失

水栓類、メーターによる水量と損失水頭の関係（実験値）は、下図に示すとおりとする。なお、下図に示していない給水用具の損失水頭は、製造会社の資料等を参考にして決めることが必要となる。



ウ 各種給水用具類などによる損失水頭の直管換算長

直管換算長とは、水栓類、メーター、管継手部等による損失水頭がこれと同口径の直管の何メートル分の損失水頭に相当するかを直管の長さで表したものという。

各種給水用具の標準使用水量に対応する直管換算長をあらかじめ計算し、その直管換算長を水理計算に利用することができる。なお、直管換算長の求め方は次のとおりとする。

(ア) 各種給水用具の標準使用水量に対応する損失水頭 (h) を製造会社の資料等より求める。

(イ) ウエストン公式流量図から標準使用流量に対応する動水勾配 (I) を求める。

(ウ) 直管換算長 (L) = $(h/I) \times 1000$ である

器具類の損失水頭直管換算表 (参考)

(単位: m)

口径 (mm) 種別	栓類		水道メーター	給水栓
	ボールタップ	サドル付分水栓、止水栓 (甲止水栓、乙止水栓、 メーターバルブ等)		
13	3.0	1.5	4.0	3.0
20	8.0	2.0	11.0	8.0
25	9.0	3.0	15.0	8.0
40	21.0	6.0	26.0	—
50	25.0	8.0	35.0	—

※割T字管を使用する場合の換算長は0mとする。

(4) 口径の等値換算

水理計算で異なった口径を同一の口径に換算する場合は、次表を用いる。

管径と直管延長との等値換算表 (ウエストン公式)

口径 (mm)	13	20	25	40	50
13		7	19	156	431
20	1/7		3	22	62
25	1/19	1/3		8	23
40	1/156	1/22	1/8		3
50	1/431	1/62	1/23	1/3	

(例) 口径 20 mm直管延長 1.0m は、口径 25 mm直管延長 3.0m に等値換算される。

(5) 設計水圧

配水管の水圧は、季節、時間及び地形等によって一定ではないので、0.20MPaで計算しなければならない。ただし、管理者が認めた場合には、管理者が指定した水圧で計算することができる。

3について；

口径100mm以上の給水本管に消火栓を設置する場合の口径を決定する流量は、時間最大使用水量に消火用水量を加えた場合と、1日最大使用水量の時間平均水量に消火用水量を加えた場合とを比較し、水量の多い方を使用する。

3・4・3 受水槽容量の決定

受水槽容量は、停滞水が生ずることのないよう水質を保全し、円滑な給水を保持するために定メーターものである。

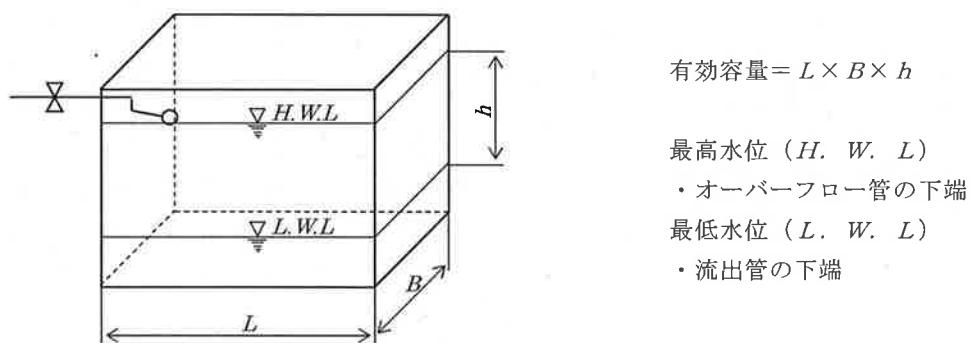
<解説>

1 受水槽の容量

受水槽の有効容量は、計画1日最大使用水量の $\frac{4}{10} \sim \frac{6}{10}$ 程度を標準とする。

高置水槽を設置する場合は、計画1日最大使用水量の $\frac{1}{10}$ 程度を標準とする。

なお、高置水槽の水量は、受水槽の有効容量には含まれないものとする。



2 ポールタップ等の口径

ポールタップ及び定水位弁は、流量が過大なため、メーターの保護及び他の使用者に影響を及ぼさないようにする目的から、メーターオ口径より小さいものを選定しなければならない。なお、受水槽上流側にメーターを設置しない場合については、想定したメーターオ口径より小さいものを選定しなければならない。

ただし、口径75mm以上については、その都度協議する。

メータ一口径に対応するボールタップ口径及び定水位弁口径

メータ一口径	ボールタップ口径(mm)	定水位弁口径(mm)
13	13	—
20	13	13
25	20 以下	20 以下
40	25 以下	25 以下
50	40 以下	40 以下

ボールタップ、定水位弁標準流量表 (m³/h)

器種	口径 (mm)	吐 水 壓 (MPa)						
		0.10	0.15	0.20	0.25	0.30	0.40	0.50
ボール タップ	10	0.45	0.55	0.66	0.75	0.79	0.93	1.05
	13	1.5	1.9	2.2	2.5	2.8	3.3	3.7
	20	2.7	3.3	3.9	4.5	4.9	5.7	6.6
定 水 位 弁	20	3.0	3.9	4.8	5.4	6	7.2	8.4
	25	6.6	7.5	8.4	9.0	9.8	11.4	13.2
	40	13.8	17.0	20.1	22.5	25.2	27.6	29.2
	50	18.0	23.7	29.4	31.8	34.2	36.9	37.8
	75	30.7	37.8	45.0	49.8	55.0	56.4	57.8
	100	50.0	56.4	78.0	90.0	100.0	105.6	111.0
	150	96.0	144.0	192.0	210.0	225.0	240.0	253.8

※ 本表は参考資料である。